

第3回太平洋広域漁業調整委員会議事録

平成15年10月8日

水産庁資源管理部管理課

1 開催日時

平成15年10月8日(水) 10:00～13:00

2 開催場所

東条インペリアルパレス曙の間

3 出席者

(委員)

石黒勝三郎、澤口政仁、鈴木辰興、木村稔、佐藤弘、外記栄太郎、本城康至、高橋征人、橋ヶ谷善生、鈴木信治、迫間虎太郎、網本成吉、井元健二、亀尾猶蔵、林穂積、植野剛朋、林秀仁、福島哲男、鈴木徳穂、長島孝好、山本正喜、伊妻壯悦、宮本利之、澁川弘、山下東子

(水産庁)

田原文夫 水産庁長官
高柳充宏 資源管理部管理課長
佐藤力生 資源管理部管理課資源管理推進室長
齋藤晃 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班課長補佐
寺谷志保 資源管理部管理課資源管理推進室資源管理企画班企画調整係長
阿部智 資源管理部管理課資源管理推進室TAE班課長補佐
笠原光仁 資源管理部管理課資源管理推進室TAE班計画係長
林希彦 資源管理部沿岸沖合課指定漁業第1班経営指導係
宮崎潤太 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班資源管理調査係長
宮崎孝弘 増殖推進部漁場資源課沿岸資源班調査企画係長
伊藤正輝 仙台漁業調整事務所資源管理計画官
平松大介 瀬戸内海漁業調整事務所資源管理計画官
西部博秀 九州漁業調整事務所資源管理係長

4 議題

- (1) 資源回復計画の進捗状況について
- (2) 平成16年度資源管理関係予算概算要求について
- (3) マサバ太平洋系群資源回復計画(案)について
- (4) その他

5 議事内容

開 会

齋藤管理課課長補佐

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回太平洋広域漁業調整委員会を開催させていただきます。

委員の皆様や各都道府県、業界等の来賓の方々におかれましては、大変お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。御承知のとおり、本委員会は一昨年の漁業法改正に基づき発足しており、今回で3回目の開催となります。本委員会では、太平洋海域における、資源回復計画をはじめとする資源管理にかかる問題等について御審議いただくこととなります。本日がいわゆる本委員会であり、本日午後には太平洋南部会、明日には太平洋北部会の開催を予定しており、それぞれの海域にかかる資源回復計画の検討が行われる予定となっております。

本日は、資源回復計画の進捗状況やマサバ太平洋系群資源回復計画の策定についてなどを議題とさせていただいておりますが、定員28名の過半数を超える、25名の委員の御出席を賜っておりますので、漁業法114条に準用いたします漁業法101条に基づき本委員会は成立していることを御報告いたします。

それでは、澁川会長、議事進行の方をお願いいたします。

澁川会長

皆さんおはようございます。澁川でございます。

本日はお忙しい中、委員の皆様はじめ来賓の方々におかれましては、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

太平洋広域漁業調整委員会におきましては、昨年9月17日に開催されました第2回委員会においては、資源回復計画の進捗状況、資源回復計画関連の予算要求について説明・協議を行い、さらに鯨類と漁業の競合に関して、国が調査等を充実強化していただき、科学的根拠に基づく資源の回復等に努める決議文を採択した次第でございます。

本日の本委員会におきましては、資源回復計画の進捗状況などについて、他の海域における状況も含めて後ほど事務局より説明をちょうだいすることになっております。特に、新たな資源回復計画としてマサバについての提案が今回事務局よりあるとのことですが、十分な御審議をちょうだいしたいということでございます。

まず、議事に入ります前に本日、水産庁から田原長官にお越しいただいております。ごあいさつをちょうだいしたいと思います。よろしく申し上げます。

田原長官

ただいま御紹介いただきました田原と申します。この7月4日付で長官を拝命いたして

おりまして、多くの方々は初めてお目にかかりますけれども、これから水産業の振興、あるいは水産行政の円滑な運営に当たりまして、皆様方から絶大なる御支援等賜りたいというのを冒頭お願い申し上げたいと思います。

私の方から改めて申すまでもないわけですが、皆様方既に御承知のとおり、一昨年、水産関係で水産基本法の制定を初めとして漁業法など色々な法律改正が行われました。水産基本法の中において基本となっているのは、中長期的な計画、これは「水産基本計画」というふうに称されておりますが、こういったことに基きまして、水産物の安定供給、あるいは水産業の持続的な発展のために何をなすべきかということ、概ね10年間を見通した計画を立てて施策を行うようになっております。この基本計画が昨年つくられまして、これに基づいた各種の予算措置なり施策の推進を行っている状況でございます。

水産基本計画の中で、1つの中心的なものが水産物の安定供給でございますが、この中でも国内水産業による供給、すなわち自給率を高めていくことが大きなテーマになっているわけでございます。現状53パーセント程度と言われております水産物の自給率でございますが、これを10年後には概ね10ポイント程度上げていきたいということでございます。

水産物は、私が申すまでもなく、本来ならば適切に漁獲が行われ漁獲管理が行われると未来永劫にわたって有効に利用できるものでございます。過剰な漁獲等がそうしたサイクルの運営に障害をもたらす場合もあるということで、私ども水産庁としては資源回復計画を一つの大きな手段ということで位置づけさせてもらっております。

平成16年度、来年度までには概ね50魚種の資源回復計画を立てたいということでやっております。皆様方に御審議いただきまして、今まで5計画、11魚種の資源回復計画が立てられておりますが、私ども伺っているところによりますと、こうした資源回復計画は一朝一夕にドラスティックによくなるものではないわけですが、概ね順調にきていると伺っております。

今日の大きな議題の一つが、太平洋系のマサバの資源回復計画ということでございます。本日の主たる議題を中心として、各委員の皆様方におかれましては、我が国の漁業が今後発展していくために、どういう資源管理のあり方、資源回復のあり方が必要であるかという観点から、熱心な御議論を賜ればと考えている次第でございます。

こうした一次産業でございますので、他産業と比べてドラスティックなことがあるわけではございません。当然のことながら漁業者にとって、やはり見える魚はどんどん獲りたいという気持ちもおありではないかと思えます。そうは言いましても、獲り尽くすことになると水産業自体の存立にかかわる問題になっていきます。

小泉総理が一昨年の4月に就任されたとき、よく「米百俵」という山本有三の戯曲をもとにしたお話を言っておられまして、そのときの飢えをしのぐために現在ある米百俵を食い尽くすのがいいのか、あるいは未来の子供の教育のためにそれを使うのがいいのかという山本有三の戯曲を引いてこられましたけれども、まさに資源回復計画もそれと相通ずる

ものがあるのではないかと考えております。

委員の諸先生方の色々な御意見を賜りながら、我々もできるだけよい計画になるように期待しておりますので、本日、それから明日という長い審議時間で大変恐縮でございますが、各委員の皆様方の御協力を賜ることをお願いいたしまして、はなはだ簡単でございますが、私からの冒頭のごあいさつにさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

澁川会長

長官、ありがとうございました。

なお、長官は所用のため、これをもちまして御退席されます。お忙しいところ本当にありがとうございました。

それでは、引き続き委員会の議事に入りたいと思っております。

まず、お配りしてあります資料の確認をさせていただきます。事務局お願いします。

齋藤管理課課長補佐

お手元に配っております資料について確認させていただきます。

まず、本委員会の議事次第、配席図、出席者名簿、委員名簿という事務的なもの、それから、資料1として資源回復計画の進捗状況について、資料2として予算要求概要について、資料3は両面コピーになっておりますが、マサバの資源回復計画について、以上となっておりますが何か不具合がございますでしょうか。何かございましたら事務局の方までお申しつけください。

澁川会長

よろしいですか。

議事録署名人の指名

澁川会長

それでは、続きまして議事録署名人の選任でございます。後日まとめられる本委員会の議事録の署名人を選出したいと思っておりますが、事務規程にございますように、私の方から2人以上を指名することになっております。これまで名簿の順番に従って指名しておりますが、今回の議事録の署名人として海区漁業調整委員会の互選委員の方から和歌山県互選の網本成吉委員、それから、大臣選任の漁業者代表委員の方から宮本利之委員のお二方をお願い申し上げます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議題1 資源回復計画の進捗状況について

澁川会長

それでは、議事に入ります。議題の1番は「資源回復計画の進捗状況について」でございます。資源回復計画については、北及び南の各部会で完結する資源については、それぞれ当該部会において調査審議することが付託されております。これまで、それぞれの部会において資源回復計画の策定を進められてきたわけでございます。部会は委員会の下に置かれるものでありますので、部会の開催、審議状況については委員会に報告する必要がございます。これまでの太平洋北部会、南部会の開催状況について事務局より報告をお願いすることとします。さらに、他海域の資源回復計画の策定状況についてもあわせて御説明をいただきます。お願いします。

齋藤管理課課長補佐

それでは、事務局より資料1、資源回復計画の進捗状況について説明させていただきます。

まず部会の開催状況でございますが、こちらの方は太平洋北部会、太平洋南部会とも2回開催しております。第3回開催として昨年9月18日に開催しております。

太平洋北部会でございますが、第3回の太平洋北部会では、主な内容として、議題に載せてありますが、資源の状況や太平洋北部の沖合性カレイ類資源回復計画、それから、次期資源回復計画をどうしていくかということについて御審議いただいたところでございます。

その結果でございますが、次の資源回復計画として、事務局の方から仙台湾周辺の沿岸性カレイ類を提案したところですが、まだ漁業調整問題等あるということで、これについて慎重に進めていくということで、引き続き検討とされております。

そして北部会の第4回でございますが、これは今年の2月に開催しております。議題については書いてあるとおりでございます。結果としては、太平洋北部の沖合性カレイ類資源回復計画の修正案について承認しまして、この後公表しております。また、マサバ太平洋系群資源回復計画でございますが、これについてはサバの卓越年級群の発生のタイミングを逃すことのないように、卓越年級群発生を前提としてその対応をする。また、北部まき網の取り組みを進め、その後に中南部海域の取り組みを検討していく計画策定に向けての手順とスケジュールを承認いただいたところでございます。これについては長官のあいさつにもあったとおり、本日、事務局より原案の方を提示させていただきたいと考えております。

続きまして、太平洋南部会ですが、第4回については平成14年の9月に行っております。議題については書いてあるとおりでございます。主な内容でございますが、次期の候補魚種としてトラフグがあがっておりますが、豊後水道、日向灘のトラフグについては、隣接海域の検討状況を見ながら、連携して進めて行くというふうにされております。また、キンメダイについては、まだ資源状況等よくわかっていない面もございまして、これについては資源調査を行う各都県をまたがる横断的な枠組みを構築して、資源状況の把握を行

うこととされております。これについては先月資源調査のとりまとめがなされておりますので、この後行われます太平洋南部会の方で報告させていただきたいと考えております。

2ページ目に参りますが、第5回太平洋南部会が今年の2月に行われたところでございます。ここではマサバの資源回復計画の取り組みについて、北部と同様の考え方で承認されたところがございます。

以上が南部会、北部会の状況になります。

続いて、太平洋広域漁業調整委員会以外の広域漁業調整委員会の開催状況ですが、1ページめくっていただきまして、横書きの表にまとめてあります。日本海・九州西広域漁業調整委員会ですが、こちらの方は第2回の本委員会を昨年の9月に開催しております。議題については、各資源回復計画の進捗状況及び予算関係の説明をさせていただいたところがございます。

そして日本海・九州西には3つ部会がございますが、それぞれ2回ずつ開催しております。日本海北部会でございますが、第3回目としてマガレイ、ハタハタについて資源回復計画の検討を進めることが了承され、第4回目で日本海北部マガレイ、ハタハタ資源回復計画を承認していただきまして、これについて7月に公表したところとなっております。さらに、ベニズワイガニの資源回復計画について着手することとされております。

続きまして、日本海西部会でございますが、昨年9月に第3回の部会が開催され、こちらの方は事務局より次期の対象魚種としてハタハタ、ヤナギムシガレイを提案させていただきましたが、まだ少し問題がある、直ちに取り組むのは時期尚早という判断がされて、引き続き検討継続となっております。

そして第4回でございますが、日本海北部会と同様にベニズワイの資源回復計画の着手が承認されております。ベニズワイの計画については、来週行われる日本海・九州西広域漁業調整委員会の場において原案の方を提出させていただきたいと考えております。

続きまして、九州西部会でございますが、第3回として昨年の10月に開催いたしまして、マチ類、トラフグの2魚種について検討を行うことが了承されております。

続きまして、第4回、今年の3月に行われまして、このうちトラフグについては計画に着手ということが承認されたところがございますが、マチ類については関係県が沖縄県、鹿児島県でございますが、鹿児島県の方で若干まだ時間がかかるということで、引き続き検討となっております。

1ページめくっていただきまして、瀬戸内海広域漁業調整委員会でございますが、こちらの方は部会がなく1本ということになっております。第5回の開催として昨年9月、候補魚種としてカタクチイワシ、トラフグ、小底の対象魚種で検討を進めていくことを承認。

そして、今年3月に行われました第6回広域漁業調整委員会でも周防灘における小型機船底びき網漁業の対象魚種、これはエビ類などですが、こちらの方について資源回復計画の着手を承認いただいたところがございます。

続きまして、1ページおめくりいただきまして、資源回復計画の進捗状況と今後の見通しでございます。これまでの広域漁業調整委員会の検討状況について、こういった魚種がどういうふうに行われているかというものをまとめてございます。資源回復計画を作成して、現在実施中の魚種は、11魚種、5計画となっております。そして計画作成に着手した魚種は7魚種ありますので、計画実施中の魚種と合わせると18魚種となっております。今後16年度までに50魚種程度について着手する目標でございますが、そこに書いてある候補魚種について今後検討を進めていきたいと考えております。

なお、下の方に県単独の資源回復計画を書いておりますが、県単独で完結する資源については、県が資源回復計画の作成主体になることとされておりますが、こちらの方は若干取り組みが遅れているところがございますが、現在、北海道、大分、長崎で検討が進められております。

1ページめくっていただきますと、実施中の資源回復計画の概略で現在行われている5計画の概略が載せてあります。それぞれの海域の特性に応じた形で取り組みが行われています。

次のページは作成に着手した資源回復計画で、今後具体化がそれぞれ広域漁業調整委員会のもとに進められていきます。

最後のページでございますが、こちらの方は一番最近公表されました日本海北部のマガレイ、ハタハタの資源回復計画の概要を載せてございます。これは今年の7月1日に公表しております。関係漁業は沖合底びき網漁業、小型底びき網漁業の取り組みとなっております。これは参考までに載せております。

先ほど少し触れました県単独の資源回復計画について若干補足説明させていただきたいと思っております。

佐藤資源管理推進室長

管理課の資源管理推進室長の佐藤です。よろしく申し上げます。

5ページにまた戻っていただきたいと思います。この表は平成13年度から資源回復計画をつくろうとしたときに、その前約2年にわたって関係都道府県の皆様といろんな魚種を絞り込んできまして、複数県の地先にまたがる広域回遊魚として、概ね50魚種という形で載せております。例えば北海道のように広域なところは、北海道に属する水面に完結しますので、整理上は必ずしも広域だけということではございませんが、これ以外に実は都道府県単独の資源回復計画もつくれるという制度になっております。今日はせっかくの機会でございますので、この欄外に書いている北海道、大分、長崎の3道県だけに県単独の計画検討がとどまっていることについて、若干お願いを兼ねて状況説明をしたいと思います。

実は私どもは県単の資源回復計画はどのくらい出てくるかというのはなかなか絞り切れなかったんですが、各県の自主性にお任せしようと思っていたんですけども、資源回復計画の作成期限である平成16年度まで、既に1年半を残すのみになっております。ただし、

これは厳密に言うと着手までの期限でございます。着手というのはどういうことかという
と、細かいことはもう少し時間をかけて決めるけれども、この魚種についてみんなで取り
組んでいこうという原則合意までを平成 16 年度までに終わろうということにしているわ
けでございます。

しかし、私どもが考えていたよりもこの数が今のところほとんど上がってきていない状
況があります。これを考えたときに、どうしてここまで少ないんだろう。資源管理型漁業
というのはこれまで 16 年間の長い歴史を持っております。これがあつたから今の資源回復
計画も動ける素地ができ、また T A C 制度の導入の基盤を地域ごとにつくり上げてきたん
ですが、その資源管理計画というものが 450 計画ぐらいあります。これは魚種又は漁業種
類ごとに各都道府県が過去 16 年にわたってつくってき続けてきているものです。

それを細かく見ていますと、確かに一部には目覚ましい結果になったというのものもあるん
ですが、残念ながら多くの計画は、成果を出すまでのレベルに至ってないか、中には後退を
始めている。過去決めた規則を事実上守れなくなっていたり、ある資源管理計画において
は、全面中止になっている例もあるわけでございます。

そういう状況を踏まえながら、その原因について都道府県の皆様の御意見を聞きます
と、資源の状況が引き続き悪くなっている。現実の問題として、管理をやっているけれど
もなかなか追いつかない。というか現状の資源の悪化が進みつつある。もう一つ、わかっ
ているけれども経営的な問題としてなかなか漁業者へ提案できない、こういう状態がある
わけです。

そうすれば、なおのこと早急にこの資源回復計画に入れて枠組みをきちんとし、県の財
政も大変厳しいんですが、できる限り乗り越えられなかった規制措置に少しでも支援措置
を加えて実行に移す。こういうことがあれば県の皆様方も、計画をつくりっ放しでは
漁業者の方にお願ひしますではなくて、その現状を細かくフォローして、もう一度それを
正常というか結果が出せる形に持ち込む。漁業者も説得がしやすくなるのではないか、そ
ういうふう思うわけでございます。

そういうことで私どもは一方で 16 年間、自主的資源管理ということで資源管理型漁業に
ついての取り組みをやってきております。しかし、中には事業をやるのが目的化してい
るようなものがございまして、この部分で結果が出ないまま資源回復計画が平成 16 年度で
終わってしまうことになると、この間非常に問題を積み残したことになる。確かに全部を
やるのは無理にしても、地先種の中でやっていかなければいけないものをこの際何とか回
復計画に乗せてやるうじゃないかというものをもう一度御検討いただければと思います。

本日は海区の委員さんが中心となり、もちろんそれぞれの漁業代表の方もこの地域にお
ける計画の中に参加している例もあると思いますが、地元に戻られたら、広域種は水産庁
が責任を持って引っ張っていきますけれども、地域種はそれぞれの海区漁業調整委員会
で県の行政とともに計画をつくっていくことになっておりますので、この欄外に県単独魚種

が置かれていますけれども、これは独立した表として埋まってくるようにぜひ御理解を賜ればと思います。以上です。

澁川会長

ただいま過年度、平成 14 年度から始まっている各海域の回復計画の進捗状況の説明があったわけでありまして。駆け足でたくさんの説明があったものですから、皆さんも一遍にごらんになって御意見もなかなか出しづらいかもかもしれませんが、1 つは私どもの北部会、南部会は、それぞれ昨年度 2 回開催されております。

それから、他海域を見ますと、結構各海域とも一生懸命御努力なさっている様子が伺えるわけでございます。その中でも特に瀬戸内海のサワラ計画については、これは後ほど話があるかと思いますが、当方は隣接海域として協力申し上げたという経緯もございます。

それから、最後に県単の話が佐藤会長から別途なされたわけでございますが、自主的資源管理の計画が 450 計画あったという 16 年の長いタームにわたった話のようであります。この場ではなかなか委員さんもお話ずらいと思いますが、基本的にはそれぞれ 450 もある膨大な計画、各地域での努力は、恐らくそれぞれ相当な汗を流した作業が続いた結果だろうと思うんです。

問題は、後退したのもあるという表現もありましたが、そのプロセス、どういう経過の中で現在に至っているか、その延長上で先を考えなければいけないという話は、水産庁としても点検される必要があるのではないかという気はしたわけでありまして。

これは私の個人的な感想ですが、今の説明で委員の皆さん御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

では、先へ進めさせていただきます。

議題 2 平成 16 年度資源管理関係予算概算要求について

澁川会長

2 つ目は、「平成 16 年度資源管理関係予算概算要求について」であります。資源回復計画においては、漁獲努力量削減など回復措置を実施していくに当たりまして漁業経営に莫大な影響が出るわけでありまして。それを何とか緩和したいということで財政支援措置が必要とされ、またそういう努力がされているわけでありまして。14 年度から予算措置が講じられているわけでありまして、現在、水産庁では、財務省に対して次年度 16 年度の予算要求をされているところでございます。その概要の説明を求めたいと思います。事務局お願いします。

齋藤管理課課長補佐

それでは、資料 2 の「平成 16 年度資源管理関係予算概算要求」を使って説明させていただきます。

だきたいと思います。

こちらの方は水産庁の予算概要から抜粋してきたものでございます。そして、科学的知見に基づく資源管理の徹底とありますが、我が国 200 海里での資源管理、取り締まり、国際的な資源管理、この 3 つをまとめたものということで冒頭の予算となっております。

ポイントの(1)番、水産資源調査の充実と資源回復への取り組みの強化、こちらの方が資源回復計画に直接かかってくる予算となっております。

(1)の 我が国周辺水域資源調査等推進対策ということで、これは資源調査の方ですが、従来の資源評価調査、資源回復計画対象魚種も含まれますが、こちらの方の調査を拡充するとともに海洋変動による資源変動のメカニズムの解明を新たに盛り込んで、昨年予算より約 3 億円の増で要求しているところでございます。

番の資源回復計画推進支援事業(休漁)等でございますが、これは平成 14 年度より行っておりまして、まさに資源回復計画を行うための休漁、漁具改良等に対する支援を行う予算でございます。引き続き来年度も要求しておりまして、当然その計画数が増加することを見込みまして、昨年 6 億円より 1 億円アップの 7 億円ということで要求しているところでございます。

番の資源回復支援基盤整備事業(公共)でございますが、これも昨年の広域漁業調整委員会で説明させていただきましたが、平成 15 年度、今年より取り組んでいる予算となっております。資源回復計画で休漁する漁業者の方々の漁船を使いまして、公共事業でゴミ掃除といった海洋の保全事業の方を行う予算でございます。こちらの方も新たなメニュー追加を講ずるとともに、昨年 9 億 4,000 万から 9 億 5,000 万の増額した要求となっております。

続きまして、番目の漁業経営構造改善事業のうち資源回復計画推進支援施設整備事業ですが、これは経営構造改善事業のうち新しいメニューを追加して、共同利用施設の整備について資源回復計画を行っているところについて重点化する。資源回復計画を側面的に支援する趣旨で新たに立ち上げたものでございます。そこに「休漁漁業者の活用を推進」とありますが、これは先ほど説明しました資源回復支援基盤整備事業、公共でゴミ掃除をやると同様に、非公共の方でもゴミ掃除を休漁船を活用しながらやっていきたいということでございます。これは新規メニューとして立ち上げております。

そして、 と は栽培漁業と連携を図るということでございます。番として水産資源増強施設整備事業のうち資源回復支援施設整備事業ということで、資源回復計画対象となっている魚種について、その対象種を種苗生産する施設整備を行う事業ということで新たに要求しているところでございます。

そして 番ですが、栽培資源ブランド・ニッポン推進事業のうち資源回復計画促進事業ということで、資源回復計画の対象魚種の種苗に対する支援等を行う事業でございます。このように資源回復計画と栽培漁業との連携も強化していきたいと考えております。

最後に 番でございますが、資源に優しい漁法広域展開促進事業で 3,000 万の新規事業を計上しておりますが、こちらの方は小型魚の混獲を回避する漁法や漁具の開発を考えているところでございます。

続きまして、2 ページ目に参りますが、(2) 番で漁業の取り締まり、(3) 番で国際的な資源の管理の推進で、鯨の調査等を所定額要求しております。

これは主な新規予算をピックアップしたということで、これがすべて水産庁の予算ではないことを御了承いただきたいと思えます。

3 ページ目以降ですが、3、4、5 と先ほど説明しました構造改善事業との連携、資源回復計画の対象魚種に対する栽培事業との連携を図っていく事業の詳しい P R 版を載せてございますので、こちらの方の説明は省かせていただきますが、参考までにつけさせていただきますところでございます。こういった予算を活用しながら、今後資源回復計画の加速化を図ってまいりたいと考えております。事務局の説明は以上です。

澁川会長

ただいま事務局から説明がございましたが、委員の皆様何か御質問ございますか。

私どもの資源回復計画に直にかかわる事業の話がこの中に含まれておることでありまして、それは個々の具体的な計画との関連で、どの事業がかかわってくるか。例えば、以前ゴミ掃除の話が出ましたが、ああいう話が直に関わってきます。具体的な計画との関わりでござんいただいた方がわかりやすいかと思えますが、どうですか、この一覧の予算の説明で質問等ございませんか。

それでは、先に進めさせていただきます。

議題 3 マサバ太平洋系群資源回復計画(案)について

澁川会長

それでは、次に進めさせていただきます。議題 3 番でございます。いよいよ本題でございますが、「マサバ太平洋系群資源回復計画(案)について」でございます。

先ほど、これまでの経過を簡単に事務局の方も触れていただきましたけれども、マサバについては昨年 12 月に漁獲量が増大したわけでございます。一時は卓越年級群が発生したのではないかという見方もされたところでありましてけれども、このときの経験から、卓越年級群を保護する枠組みがあらかじめ準備されていなければ、発生当初の保護が的確に行えないのではないかという指摘があったわけでございます。

このため、今年 2 月に開催された北及び南部会において、早急に資源回復計画の策定に取り組むこととなったわけでありまして。マサバ太平洋系群については、卓越年級群の保護が資源回復を図る上で最大の効果を上げることから、卓越年級群の発生のタイミングを的確に時期をはずさないようにとらえることが重要だ。そういうことで卓越年級群の発生を

前提に、あらかじめ資源動向に応じた漁獲努力量の削減の措置を講ずることが必要になります。

さらに、先般開催された全国資源評価会議においても、昨年発生群の生き残りが良好であることが明らかにされ、この年級の保護を直ちに行い、来るべき卓越年級群で親魚を確保することがマサバ太平洋系群の資源回復に非常に有効だということで、早急に資源回復計画の策定を行う必要があります。

これまで北部太平洋まき網漁業協同組合連合会が中心となって、卓越年級群保護のための大中型まき網漁業の具体的な取り組みについて検討がなされてきており、関係道県とも意見交換を行っております。本日は、計画の原案の承認を得たいということでございます。本計画は、太平洋北部海域が中心になるわけですが、御案内のとおり産卵場等が南部海域にもかかわっております。南部海域とも密接に関係しているということで、部会ではなく、太平洋全体を管轄する本委員会の審議事項にしたいということでございます。

それでは、事務局より内容の説明をお願いします。

阿部管理課課長補佐

それでは、資料3に基づきまして「マサバ太平洋系群資源回復計画(案)」について御説明させていただきたいと思っております。

まず資源回復計画でございますが、これについては資源状況、漁獲量の状況、資源の利用実態、資源管理の動向、消費・流通も含めた利用実態、それに回復目標と回復させるための削減措置と内容がかなり幅広になっておりますが、一応この案については、広域漁業調整委員会の場において諮るのは今回が初めてでございますので、詳しく最初から説明させていただきたいと思っております。

資料3の1ページ目でございますが、資源の現状と資源回復の必要性でございます。(1)の資源の特性と資源水準の現状でございますが、御承知のとおり、マサバ太平洋系群というのは伊豆諸島周辺沖で産卵して北上した上で、夏から秋にかけて山陸から北海道沖で索餌回遊します。未成魚については房総や常磐沖で越冬し、春になって三陸から北海道沖へ北上を開始するというパターンで分布・回遊がなされると考えられています。

それから、熊野灘から土佐湾にかけての沿岸域で産卵する地域群もあります。一応これらは今の資源評価では、同一の系群と見ております。

マサバは多獲性魚でございますが、多獲性魚については、低・中水準期から高水準期に資源状況が移行する段階においては卓越年級群が発生し、それが大きく資源の増大に関与してくるということでございます。特にマサバについては卓越年級群の発生が過去にも確認されております。

それは1ページ目の資料の右の段の方に2つのグラフが載せてありますが、下の方に太平洋系マサバ資源の0歳魚の加入尾数が載っております。ここに卓越年級群ということで矢印で表示しておりますが、1985年から今までにかけて、大体3回くらい卓越年級群が発

生しているのではないかということです。こういうものが定期的にやってくるということです。通常は 1990 年代では産卵親魚量が 5 万トンから 11 万トンぐらいの低い状況であるにもかかわらず、1992 年では 28 億尾、1996 年では 43 億尾というかなりの量の卓越年級群の発生が確認されました。

しかし、この卓越年級群が発生したときによりかなり未成魚を獲ったということがありまして、産卵親魚としてこの卓越年級群をうまく利用することができなかったということが、現在の資源の低水準に結びついていると考えられております。

次に漁獲量の推移でございますが、次のページのグラフを見ていただきますと一目瞭然なんですが、1978 年に 147 万トンという漁獲量のピークがありました。それ以降は減少傾向を続けておりまして、特に 90 年においては 2 万トン程度まで減少しました。その後、先ほども説明しましたとおり卓越年級群が 2 回発生して、そのときに限り 30 万トン程度の漁獲を揚げておりますが、それ以降についてはかなり低い水準の漁獲が続いております。

このグラフの下の文章でございますが、結局、卓越年級群の発生があったんですが、この卓越年級群を、ずばりいつ発生するという予測ができなかったことと、発生後にかなり未成魚を獲ったわけですが、そこに関して操業をコントロールするような体制がなかったことから資源の回復ができなかった。今後はあらかじめ複数年にわたって計画期間を設定して、その中に必ず一度は卓越年級群は発生するだろうということで、その間の卓越年級群の発生に備えて前もった操業管理体制をつくり、それで卓越年級群の発生したときにタイミングを逸することなく、資源回復に必要な数量の未成魚を確保することが、今のマサバ資源を回復させる上で非常に重要なカギとなってくるということでございます。

次に 2 . 資源の利用と資源管理の現状でございます。関係漁業の現状としては、皆さん大体御承知だと思いますが、太平洋系マサバは、8 割程度が大中型まき網漁業で獲っております。漁獲量の部分については 3 ページ目の資料のグラフを見ていただければわかりませんが、本当はこれは色刷りだったんですが、白黒で印刷しているものですからわかりにくいんですが、一番上のところが大中まきの漁獲量でございます。その下の方に定置網、たも網、はね釣り、棒受けなどが入っているんですが、基本的には大中まきが 8 割程度獲っています。その他の漁業については、定置で 1 割というような状況になっております。特に大中まきにおいては、三陸から常磐沖の海域においてかなり未成魚を主体に漁獲している実態もあるということでございます。

続きまして、漁業形態及び経営の状況でございますが、まき網漁業は、御承知のとおり船団操業でございます。それでアジ、サバ、イワシの多獲性魚を獲っております。単一の魚種を獲るわけではなくて、網を入れたときにかかる魚種が獲れるということで、複数魚種を同時に 1 網で獲ることもあります。マサバ太平洋系群については、資源状況が中位横ばいにある太平洋系のゴマサバ資源と一緒に漁獲されております。中位横ばいにあるゴマサバ資源とマサバを分けて漁獲することは実態上難しい状況にあるということです。大中

まきにおいては、マイワシやマサバなどの主漁獲対象種の水揚げ減少に伴い、非常に厳しい経営状況にあります。

また、サバたもすくいというマサバを獲る漁業があるんですが、これについては房総沖から伊豆七島沖で1月から7月にかけて獲っております。近年においてはゴマサバを主な漁獲対象としております。

定置においても、サバがかかります。大体全漁獲量に占める割合は、大型定置網漁業で1割程度ということです。

続きまして、消費と流通のところでございます。サバの流通形態ということで、これはマサバだけで分析できません。サバ類を見た場合には、49パーセントが食用向けとなっております、そのうち20パーセントが生鮮向け、食品加工向けが18パーセントとなっております。

続きまして、4ページ目に移りますが、漁獲可能量の管理ということで資源管理を実施しております。御承知のとおりマサバについてはゴマサバと合わせて、「サバ類」として対馬暖流系も含め全国統一のTAC数量を定めて、それによるTAC管理を実施しているということでございます。

サバたもすくいにおいては、このような操業禁止区域の設定ですとか、漁具の制限などの規制もあるということでございます。

遊漁の実態でございますが、堤防からの釣りによっても漁獲されますし、プレジャーボートによる沖での釣りもあるということで、一応遊漁船によるサバ類の採捕については、データとしては青森から三重県で673トンという調査結果もあります。

資源の積極的培養（栽培漁業、漁場造成等）でございますが、サバについては、種苗生産、種苗放流は特段行われておりません。

漁場環境の保全措置としても、沖合域に分布するので漁場環境の保全措置に関しても今まで特に行われておりません。

続きまして、資源回復の目標でございます。ここからが特に重要だと考えておりますが、本資源の高水準での持続的利用を可能とするためには、安定的な再生産の維持に必要な産卵親魚量を確保する必要があります。それを一応30万トン以上としております。

一方、現在の資源水準では、産卵親魚量で大体3万トン、これは平成15年当初の推定値でございますが、資源回復措置の漁業経営に及ぼす影響を考えた場合、必要な親魚量を短期間で確保することは実際上困難であるということで、この資源回復計画においては、複数回の卓越年級群の発生をうまく利用し、段階的に資源回復を図っていくという考え方に基づいて回復目標を設定していきたいと考えています。このため、5カ年の本計画期間を第1段階と位置づけて、本計画終了時の産卵親魚量を、現在3万トン程度という推定でございますので、この6倍の18万トン水準に引き上げることを今回のマサバ太平洋系の資源回復計画の目標としたいと考えております。どうして18万トンに引き上げるのか、その辺

については後で資料で説明させていただきたいと思います。

次に移りまして、4. で資源回復のために講じる措置と実施期間ということで、資源を回復させるために、資源回復計画では漁獲努力量の削減を主体として、それで資源を保護することによって資源を段階的に増やしていきましようということで、漁獲努力量の削減措置に重点を置いて考えているわけでございます。本計画においては、当初、卓越群を中心とした未成魚を保護するため、先ほども説明しておりますが、未成魚を漁獲対象としている北部太平洋水域の大中まき漁業に口火を切ってもらって、資源回復計画に取り組んでいただきたいと思います。これら未成魚が成長した段階で、産卵親魚として当然保護する必要が出てきますので、その段階においては、本計画の実施状況や資源の回復状況を踏まえながら、対象水域の拡大や、大中型まき網漁業以外の漁業の取り組みについても講じていければというふうに考えております。

なお、大中まき網漁業による漁獲努力量の削減は、基本的には休漁と減船の組み合わせにより漁獲努力量の削減を実施したいと考えております。

下のところに対象漁業種類ごとに措置の内容、実施期間等を書いておりますが、一番上に大中まきの太平洋北部のところでございますが、削減措置として操業日数の削減、これは休漁若しくは減船によってやりたい。実施年としては15年から5カ年間。削減率は、年によって差をつけて、卓越年級群が発生したときに最大の削減となるように設計したいと業界と相談しておるところですが、年によって10パーセントから30パーセント程度の削減を講じていただきたいと思います。と考えております。

続きまして、大中まきの太平洋中・南部についてですが、先ほども説明したとおり、産卵親魚の数がある程度未成魚保護により確保されてきた段階においては、同じように操業日数の削減を講じていただきたいと思います。と考えております。

続きまして、サバたも網では、産卵親魚の確保、また操業日数の削減等も17年度以降ということで、今後協議ということですが、講じていく必要があるのではないかと考えております。

定置については、管理内容として操業日数の削減は、専獲ではなくて混獲で入ってくるものでございますので、この取り組みについては今後協議していきたいと考えております。

続きまして、資源の積極的培養措置、漁場環境の保全措置については、先ほど今までの取り組みも特にないと説明しましたが、今後についてもすぐに何か対応できるものはないと考えております。

続きまして、漁獲努力量の削減措置及びその効果に関する公的担保措置でございますが、これについては太平洋北部水域での大中まき漁業の休漁等の実効性が他の漁船の操業により阻害されるような場合には、漁業法に基づく委員会指示等により適切な規制を課す対応を獲っていく必要があると考えております。

続きまして、削減措置に対する支援措置でございますが、大中型まき網漁業の休漁等に

については、資源回復計画推進支援事業がございます。この事業の中で、休漁する漁船に対する固定経費の一部を国と県と漁業者自身が負担するという枠組みがありますので、これを使って助成していきたいと思っております。

また、減船を実施する場合においては資源回復等再編整備事業がございますが、そちらの事業を用いて減船する漁船に対する助成も行っていきたいと考えております。

続きまして、資源の積極的培養措置に対する支援措置でございますが、これについては特にございませぬ。

(3)の漁場環境保全措置も実施しないということなので、特にございませぬ。

続きまして、資源回復措置の実施に伴う進行管理でございますが、これについては国及び県は、漁獲努力量削減措置の実施状況を毎年把握しながら、資源回復措置の円滑な実施が図られるよう、関係者を指導するようにしております。

また、資源の動向調査では、国は関係都県と連携しながら対象資源について調査・評価体制を構築して、新規加入及び資源の状況について、より一層強化してやっていきたいと思っております。

資源回復措置の見直しでございますが、資源回復計画はつくりっ放しではなくて、毎年の資源調査の結果、漁獲状況や資源回復措置の実施状況を踏まえながら、資源回復計画の評価検討を行い、必要に応じ資源回復計画の見直しを行うこととしております。

進行管理の組織体制であります。図式化したものをつけております。

続きまして8.その他でございますが、本資源回復計画は国内で広く消費されているマサバを対象としたものであり、国民に対する水産物の安定供給を確保する上で重要な位置を占めるものであることから、国民の理解を得つつ、資源回復計画期間中及び将来における需給関係にも配慮しながら計画を進めていくこととする。

以上が、基本的な資源回復計画の水産庁が作成・公表したいと考えておる内容でございます。これにつきましては具体的な削減量、休漁するという5カ年間の設計は載せておりませぬ。それで参考資料として後ろについておりますが、こういう形で具体的な大中型まき網漁業の休漁等を実施していきたいと考えておりますので、これについて説明させていただきたいと思っております。

この基本的な考え方ですが、資源状況に応じて大中型まき網の操業統日を推定して、その操業統日に対して削減率を掛けて、一番下の削減統日数というのを決めております。これは過去大中型まき網によるサバの漁獲が、どうも資源の状況に応じて、操業統日とかなり相関関係がある。かなり直線的な関係がありまして、資源量に応じて推定される操業統日をもとに、そこから削減していくという考え方に基づいてやっていきたいと考えております。

それで、15年度、16年度、17年度、18年度、19年度とありますが、この前提となるのは2004年、平成16年度に30億尾の卓越年級群の発生があるという前提のもとにつくった

ものでございますので、この卓越年級群の発生がもし 17 年度にずれた場合、18 年度にずれた場合は、このルールに基づいた削減率による削減は行いません。

その前提のもとに説明させていただきますと、平成 15 年度の資源量については、去る 9 月に行われた全国資源評価のときに出てきた数字を用いております。資源量として 23 万トン、加入量として 3 万トン。これは尾数で言うと 2 億 2,000 万尾程度の尾数と考えております。産卵親魚量としては大体 2 万 9,000 トンの量があるということでございます。

これが 16 年度においては、30 億尾の加入があるということで、この加入量のところが 30 億尾。この 408.0 と書いてあるところが 30 億尾に相当する加入量でございます、大体 40 万トンぐらいあります。それに先ほど会長から説明がありましたが、2002 年の年級群がどうも予想していたよりも資源状況がいいということで、ここら辺から考えると 30 億尾の初期加入も十分あり得るのではないかということもありまして、16 年度の数字を出しているわけでございますが、この資源量としては 30 億尾の加入がかなりの量を占めて、全体の資源量として 50 万トンぐらいの量になります。この構成としては、ほとんどが当歳魚と資源状況の良かった 2002 年級群の 2 歳魚の部分がかかりここに反映されてきているということでございます。この発生に対して 25 パーセントの削減を講じるということを考えているわけです。

それで、ここで資源が残ると翌年の平成 17 年度の資源量の 642 に結びついて、この 40 万トンのうちかなりの部分が残って、1 歳魚としてこの資源量の 642 に反映されることになります。これが翌年になると 538 のところの 2 歳魚として反映される。そして 2 歳魚になると 8 割ぐらいが成熟し、産卵するので、これが初期加入に対して卓越年級群がまた卓越を生む、資源の状況のいい加入を生むという状況を生み出し、こここのところで 20 万トン程度の資源が加入して、最終的には 19 年度において資源量として 57 万トン、産卵親魚量の確保が資源回復計画の目標ですが、17 万トン強ぐらいまで資源の回復が図られるということ考えております。

それで削減率のところですが、あくまでも平成 16 年度に卓越年級群が発生するという仮定でございますので、これに向けた前段階として、2002 年級群の 1 歳魚の資源状況がよかったことを踏まえて、ここにおいても 10 パーセントの削減を講じて、できるだけ 1 歳魚を翌年の 2 歳魚となってからの加入、産卵に結びつけていきたいということで、10 パーセント削減を講じていきたい。平成 16 年度においては卓越年級群の発生がございまして、25 パーセントの削減。17 年度においては卓越年級群を産卵親魚として確保するために、さらに厳しい 30 パーセントの削減を講じて、それが 2 歳魚になって産卵に結びついた 18 年度以降は、また 10 パーセントの削減というふうな設計でやりたいと思っております。

削減統日数でございますが、これについては先ほど申しましたとおり、マサバの資源量と大中型まき網の操業統日について相関関係があるということで、各年度ごとにこの資源量に見合う操業統日として、平成 15 年度では 1,558 操業統日、16 年度では 2,100 操業統

日、17年度では2,280操業統日、18年度では2,097操業統日、19年度では2,160操業統日という推定をしております。これに削減率を掛けると削減統日数が出てきます。その削減統日が156、525、684、210、216になります。これを休漁して減らそうということでございます。ですから、現状の操業統日から10パーセント減らすとか20パーセント減らすとかそういう考え方ではなくて、推定される資源量に対して、予想される操業統日から何パーセント削減するかというやり方で操業統日を計算するということです。

この操業統日をどういうふうに消化するかですが、北部太平洋のまき網の団体である北部太平洋まき網漁連の方から、過去5カ年の操業にかかわる各大中まきの操業データをいただきました。その中で当然、過去に実績のある船がこういう操業統日を担うことになると思います。ルールとして、削減統日する船に対しては、先ほども計画の説明の中で申し上げましたが、資源回復計画推進支援事業という事業を使って、休漁する漁船に対して過去の水揚げから算定される金額を支援しながら休漁を推進していきたいと思っております。その対象となる漁船については、北部太平洋の水域において、過去5カ年のうち4年以上その水域に来てサバを獲っていた大中型まき網に対してその支援を行いましょう。基本的にはその人たちが、この156とか525とか684の削減統日数を休漁して削減してくださいというふうを考えております。

そういうことで計算しますと、本当に雑ばくな計算で言いますと、平成15年度、今は10月ですので11月以降になりますが、この間に大体5日間の休漁を実施することになります。16年度では15日、17年度は20日、18年度は6日、19年度は7日程度の休漁を実施していくことになります。

この休漁に関しては、北部太平洋まき網の組合の方で既にルール化して、毎月第何火曜日とか水曜日に休みましようというふうな定期的な休漁と、資源状況がよかったときの休漁。漁獲量の状況が良く、これはもしかしたら卓越年級群かもしれないという状況には、臨時的に休むような措置等を組み合わせながら、そういうふうな削減を行っていくということで今業界内での調整を図っていると聞いております。この5日とか15日というのはあくまでも単純平均で割り戻したときの数字でございますが、そういうやり方でやるということでございます。それを実際の漁船の操業のパターンにあわせて割り振っていくという形になると聞いております。

支援にかかる経費については、推進支援事業の仕組みとしては、国と都道府県と漁業者が3分の1ずつ負担することになっております。平成15年度から実施するとすれば資金が必要になってくるわけでございますが、一応この計画どおりの削減が実施されると、平成15年度では事業費ベースで大体6億円です。国がそのうちの3分の1を負担するということですので、2億円程度の国費がかかる。国費がかかるイコール都道府県に対しても、それぐらいの拠出をしてもらわなければいけないということになります。

16年度については削減率がかなり厳しくなっておりますので、これについては事業費全

体で 18 億以上のお金になります。3 分の 1 を国費で見るということですので、国費としては 6 億円ぐらいのお金がかかります。17 年、18 年、19 年といきますが、17 年が最もピークとなりまして、24 億円ぐらいの事業費がかかり、それに対して 8 億円強の国費がかかります。国費がかかるイコール都道府県、漁業者の方の負担もそれだけ出てくるということです。

これは、あくまでも休漁ですべて削減統日を賄った場合であります。これについては減船も組み合わせながら実施することになれば、減船の部分で削減した部分は、今言った 6 億円、18 億円、24 億円の中からその分が引かれていくこととなります。減船については別途の支援としてやるということでございます。

この話については関係漁業者の方にも説明してきておりますし、関係する都道府県の方にもお金の拠出をお願いしますということで、水産庁からもこういうお金がかかるんですよという話は説明させていただいております。ただ、各県から聞いているところによると、本年については年度も半ばを越えていることもあり、県の予算が間に合わないという話も聞いておるところでございます。

水産庁としては業界と相談しているところでございますが、県の負担分、今年度 15 年度については、予算が間に合わないのであれば、県の負担分については漁業者が負担することはできないかという話も業界とさせていただいているところでございます。ただ、それはあくまでも予算措置が間に合わないという、15 年度に限る措置でやることについては、そういう方向で調整しましょうということで話をしているところでございます。だから、16 年においては今の予定でございますと、都道府県費ベースで 6 億円の拠出ぐらいが見込まれるということです。

県ごとにある程度対象漁船が大体わかりますので、県ごとに業界団体の方から、この船が対象となるとお金はこれぐらいかかるという資料が配布されているということでございますので、各県の部分については、県の方である程度状況は把握されているかと思いますが、かなり拠出が必要となってくる県では、億単位の金額も出てくるということでございます。

資源回復計画については、マサバ資源は過去かなりの漁獲量を上げておりまして、これに成功すれば地域の漁業者のみならず地域の経済の活性化にも結びつきますし、水産庁が出している「水産基本計画」に基づく自給率の達成という面でも非常に重要な位置づけを占めてきているものでございます。県から財政状況が非常に厳しいという話も聞いておりますが、その見返りとして返ってくる部分は非常に大きいということで御理解いただいて、きょう各県から出てきていただいている委員におかれましては、県の方にもマサバの資源回復計画の必要性について御理解いただいて、県の方に予算措置の獲得のために御尽力いただければと考えております。

それで、先ほどの参考資料の中で「休漁日数(減船統数)の試算」と書いておりますが、

済みません、減船のことについては何も書いておりません。これはプリントミスでございます。

マサバの資源回復計画（案）の説明については以上でございます。

澁川会長

ただいま水産庁事務局の方から説明がございました。一挙に莫大な説明がありましたが、頭の整理のために要すれば、例年より多くの子供が生まれ未成魚が育ちつつある。もしそれを獲り控えることができれば、その資源は明日に向かって大きくなるだろう。未成魚を親にしなければいけないわけですから、マサバの漁獲量の8割を占める大中まき網漁業の関係者の皆さんが、これを苦しい経営の中で獲り控える。そのことによって親にし、その部分が次の資源の拡大に結びついていくという流れであります。

皆さんの御意見を伺いたいと思いますが、一遍に御意見いただくと混乱する可能性がありますので、こういうふうにご意見を伺ったらいかがかと思っております。まず、最後の数表の「休漁日数の試算」という参考資料は後にさせていただきます、その前の考え方等文章編と言った方がわかりやすいかもしれませんが、そこについての御意見があれば伺いたいと思っております。その次に、具体的な数字が出ましたので、その数字について御質問があれば伺う。それから、北部太平洋まき網の皆さんは御苦労なさっておるということで、本委員会にもまき網の漁業の方が出ておられますので、もし御意見がございましたらその次に伺う、そういう3段階で御意見を伺って、何とか12時までにはこの議事をまとめていきたいと思っております。残された時間は30分ちょっとでございます。御協力をお願いします。

初めに、資源回復計画（案）の数字以外の部分でおわかりにならない点がございましたら御意見いただきたいと思っております。まき網の方もこの部分は、もしございましたら結構でございますので、いかがでございますか。どうぞ。

外記委員

千葉の外記でございます。全国の漁業者会議ができて、早急に沿岸資源の回復を図らなければならないということがいろいろ協議されてから既に5～6年の時間が経過していると思っております。ようやく日本人にとって一番大事なイワシ、サバ、サンマの3つの資源の中のマサバ資源の回復が議題になったということは大変ありがたいと考えております。この資源計画をせざるを得ないことについてはどなたも異論がないと思っておりますが、具体的に非常にこれは難しい問題でございますから、結構先送りされてきたと考えておりますが、何点かお尋ねしたいと思っております。

1点は、マサバの関係者は大中型まき網、サバたもすくい、定置等でございますが、先ほど関係漁業者に話をして了解を受けてあるということで、特に資源関係について、実際に関係漁業者というのは何を指して、どなたのどんな業種の方に御了解を得たかということをお尋ねしたいと思っております。

それから、減船は今のところなさそうでございますから、恐らく休漁という格好で漁獲

努力量の削減を図っていくことになると思いますが、この考え方として、大中型まき網の全操業日数の10日とか15日ということで考えていらっしゃるのか、どの時期にどの海域にどんな0歳魚が集合して、だから、そのときの操業日数を削減する形でやろうとしているのか、それが2点目でございます。私は机の上だけで休漁日数を決めるのは全くナンセンスだなと考えております。

その絡みで、定期休漁といわゆる卓越年級群が発生したときの対応を考えていらっしゃるようですが、定期で休む日というのは、北部太平洋のまき網の皆さんが考えた、何月何日を休みにしようということの申し合わせの休みであって、実際の0歳魚ないし1歳魚がどこかに集合した時点の、魚に連動したような漁獲努力量の削減日数であるのかどうかをお尋ねしたいと思います。以上でございます。

佐藤資源管理推進室長

私の方からお答えします。第1点ですが、4ページに挙げている関係漁業者の個々に挙げている内容について、どういう形で関係漁業者の了解をとったのかという御質問だと思います。これは資源回復計画、いろいろなものがあるんですが、基本的に資源を獲っている人は、1尾と言えども1尾なりの保護義務があるということで参加していただく、これを原則にしております。それはあくまで原則であります。みんなで一緒になって組み立てましょう。これは大体の人が理解します。

ただ、何をするかというものは主だったところから決めていきます。すべての漁業を一気に最初のスタートラインから対象とすれば、具体的な内容は決め切れません。ここで私どもが言っているのは、具体的には太平洋北部の皆さんには細かい説明をして組織機関決定もいただきました。太平洋の中部のまき網の方に関しては、さらに上の団体の全国まき網漁業協会の全体として了解いただきました。

各県になりますと、これは必ずしもきちんとした組織決定ではございませんが、例えば神奈川県は県庁に御相談して、関係漁業者があれば説明に行きたいということを言いました。第1期のうちの後半の親がふえたときに、これは将来のことですけれども、つまり、ふえた場合は御相談に来ます。そのときに何が必要かどうかは、あくまでそのときから正式に協議させていただきます。しかし今スタートするときに、うちは最初からどんな結果があってもこの計画には参加しないんだということを言われたら、この枠組みは壊れます。しかし、具体的に何をするかということについては十分納得してから開始させていただきますという形で、神奈川県さんには一本釣りの方とたもすくいの方に集まって話はしました。ただ、そこで何か決めたとかそういうことではございません。

千葉県さんも同じ状態が当然ありますので、必要があれば行こうとしたんですが、日程調整がとれなかった。少なくともここに載っている関係者については、今のところ私どもとしては仮置きという形で、親になったときに全体として何を保護していくべきか。今の段階で詳細を決められませんので、その段階で御説明して御了解いただきます。ですから、

ここに載ったから問答無用でやるということでもないし、逆に最初から、うちは絶対にこの資源回復計画に参加しないというのちょっと困るということで、こういうふうな今後の予定事項として括弧書きに入れているところであります。

それから、2番目の質問については、外記委員の場合は今日の午後ですが、部会で具体的な細かいオペレーションをどういうふうにするかということはまた説明したいと思いますので、ここでは本当に基本だけ申し上げます。

我々が大変苦労したのは、マサバ以外の資源回復計画、サワラをはじめいろいろなものは、獲らない行為をすればそこから大体資源は反転していくんですが、マサバを獲らないことをどういうふうにするか。底びきで言えば、行けば大体魚がいるわけです。ところがマサバというのは、私も自分で操業しているわけではありませんが、ずっと獲れていたのが一度時化が来たらパーッとなくなる。つまり、連続して休んだときが時化だけだったら、お金を出しても全く意味がないんです。ですから定時休漁を仮置きしているんですが、その定時休漁日が仮に時化だったら、それは実態は休みますけれども、定時休漁日としては次に延ばすか変更します。変更して確実に魚の獲れる日に定時休漁日を消化していただきます。

例えば市場の休みの日など、そういうのは初めから入れません。かつ乗組員の都合もありますから、ある程度定時休漁を入れたとしても、その日がもともと操業できないのであっては結局魚の保護にならない。例えば1週間前に連続してマサバが全然獲れていないときもはずします。つまり、本当に意味のある資源回復の、実際に獲れているときに沖からみんな引き揚げてもらって、24時間港にとまる、探査船もすべて含めてとまるという合意ですので、そういう形で私どももお金を入れる以上はそれは効果のあるものにしなければいけない。

そういうことで、サバというどこにわいてどこで獲られるか予想つかないものをどうやって獲り控えるかについては、海の状態を細かく見ながら、獲れ方の状況を毎日把握しながら、ここはとめたら絶対に効果があるだろうというところに限定してやっていこうと思っております。詳細は午後にしますけど、そういうことで意味のないものを形式だけでやるということはしたくないと思います。

外記委員

わかりました。

澁川会長

ほかに。どうぞ。

本城委員

東京都の本城でございます。今、外記さんの御質問にお答えがあったのでございますけれども、1番目の関係漁業者の問題で、東京都としてちょっと残念だなと思ったのは、マサバの漁業調整で1都3県の調整委員会があるわけです。なぜ調整委員会の方に何らかの

形でアプローチがなかったのか大変残念に思っております。

第2点は、外記さんが指摘されたのは、今、佐藤さんが説明されたようにマサバはいろいろわからないところがあります。群れの来方、あられ方。ですが、生態的資源利用というか、そういう面で外記さんはサバの生態をよく御存じですから、やりようはもうちょっとあるんじゃないか。いつどこにどんな群れが来るかは大体わかるわけです。だから、そういう面からの漁場利用の仕方、その辺はどう考えているのかという話だろうと思うんです。

あと努力量の削減などの問題はいろんな話があるんでしょうけれども、この計画（案）の文章上の問題について何かコメントがあれば言えという会長からの話なので、まず申し上げますと、最初の資源の特性と資源水準の現状の説明の文章は現状になっていない、これはサバの豊漁期のパターンを説明されている。したがって、豊漁期はこうであった、だけど資源水準が極めて低水準になった現状ではこうである、という説明がないと間違いです。この現状の説明で物事を考えて、伊豆諸島周辺で生まれてとあるけど、今はちっとも生まれていないんです。だから、これは間違いです。これは豊漁期の説明をなさっている。だけど、現在の資源低水準ではどうだということを説明されてない。だからこの前の委員会のときに僕は御質問したんですけども、今のマサバ太平洋けい系群の主たる産卵群の分布はどこなのか、どこで産卵しているのかということを知ったんです。その点は資源が少ないから、特徴的な産卵場が形成されてないからだろうと思いますが、ちょっとお話しできなかつたようでございます。これは最初のスタートになりますから、しっかり置いておいていただきたい。

それから第2点は、3ページです。漁業形態及び経営の現状です。この中で、本計画対象魚種であるマサバ太平洋系群は、通常、資源状態が中位・横ばいにある太平洋系ゴマサバ資源と一緒に漁獲されており、両者を分離漁獲することは困難となっている。こんなことは当たり前なんです。だけど漁獲実績の中で、まき網だったら混獲率があるわけですから、その混獲率から言ってマサバ資源はどうなのかというふうに説明されないと、ゴマサバとごっちゃになった話になると、このマサバ太平洋系群の資源回復計画にならない。だから、このところは何かあいまいにゴマサバと一緒にだからと言わないで、どのぐらいの混獲率になっているのか、それは漁場別にどう違うのか、そういう説明があってしかるべきではないか。

それで、たもすくいの説明のところですが、マサバ及びゴマサバを対象に操業を行っているのが、マサバが不漁のためゴマサバが主な漁獲物となっている。今はマサバはいないんです。ゴマサバだけなんです。ゴマサバだけ獲っているんです。だから、今は伊豆近海ではゴマサバだけ獲っている。そこははっきりしておいていただきたいんです。そうしないと4ページの4の漁獲努力量の削減措置のたもすくいの扱いが変わってくるわけです。これは午後の議論になると思いますから、そのときにお話を伺えばいいと思っております。

それから、今ちょっとここで神奈川さんからも話があったんですが、せっかく最後の表をお出しになるんだから、いろいろ今御説明がありましたので、この表の説明を文章として出しておいていただかないと持って帰って話づらいわけです。その辺はひとつお考えのほどよろしく願いいたします。以上です。

佐藤資源管理推進室長

まず、大臣許可についての資源回復計画の枠組みをつくる時の説明は、当然ながら大臣許可の管理者が主体的にやるということでやってきているんですが、都道府県の管轄の場合は、地先で操業している方については、基本的に都道府県の皆さんに一度枠組みを説明して、そちらの判断で国に対しぜひ説明に来いと、そういう申し入れがあれば積極的に行きますという原則にしております。

今の1都3県の調整委員会も、私どもは例えばこちらが積極的にそれを見つけて、ここで説明してくださいということは確かに申し上げませんでしたけれども、一応日本全国のサバに関係すると思われる県の方に集まっていたいて説明し、必要があれば説明することにしておりましたが、結果としては、神奈川県沿岸漁業者だけの説明になりました。これは全体の枠組み等ありますが、今後、当然詳細な問題に入れば、そういう場所でこの説明をしていきたいと思っておりますので、今回これに至るまでの説明は完全でなかったかもしれませんが、基本的には県庁に事前にこの表をお渡しして、関係の漁業者にもし問題があれば説明に行きますよということで、この2ページに、今サバを獲っている漁業者の種類と許可数の中で、ここに挙がっている県については一応お呼びしたということでございます。今後そういう場所があれば出かけていきたいと思えます。

それから、2点目のサバの資源について、これ自体がインターネットに載せて公表することと、それから、できるだけだれが見てもわかるような形で簡潔にということをしておりまして、これまでの資源回復計画の状況も、正直言ってかなりラフな形を書いていますので、本城委員から見ますと不十分かもしれません。ただ、我々としても今の状態が低水準のまま現在まで推移しているということで、これ自体については危機感を持っています。それから、表の中に親魚や新規加入の関係も拡大していけば、今低位の時期にあるということが全体として言えるのではないかと考えております。もうちょっといい表現があるということであれば、出していただければ検討して。水産庁の方でその辺の表現について関係委員の御了解をいただければ、基本の考え方を外れない範囲でもうちょっと書いた方がいいということであれば、参考にさせていただいて修正できればと思えます。

それから、マサバ、ゴマサバについてもおっしゃるとおりで、たもすくいももうマサバなどは獲っていないという話は現地に行ったときも言われました。まずマサバ関係漁業者として呼ばれること自体がおかしいんだと。ただ、これは確かに現状はそうかもしれませんが、私ども今何かをやってくださいということではなくて、この魚が増えて親が当然たもすくいの場所にも出てくるという前提で書いております。そういう面からすると、今の

マサバが主な漁獲物となっているというところが、もう獲れていないと明記すればいいのかあれなんですけれども、趣旨としては今言われたように、私らはもうマサバなんか獲ってないんですということは十分承知して、それで具体的にお願いするときは、将来増えたとき、という趣旨で書いております。

それから、文章については別途資料として細かいものもありますので、文章がいいのか、もっとわかりやすい図表などがあるのかを含めて、県や業界の方に説明したときにいろいろ使った資料がございますから、その辺を至急関係委員のところに精査してお送りしたいと思います。

澁川会長

木村委員、どうぞ。

木村委員

今回はマサバの稚魚を増やすという計画なんですけど、将来に向けた大変いい計画だと思います。ただ、2～3点私から意見を述べたいと思います。

今回のこの減船、休漁等々で10パーセントの量を残すということなんですけど、減船は先ほどないだろうというお話の中で、以前も減船主体で始まったものが、減船がないということです。それであれば休漁制をとるとということなんですけど、先ほどの説明だと卓越年級群の発生状況にあわせた休漁をするという御説明でございます。次に行ったときその群れが魚探、あるいはソナーで判断できるのかできないのか。であれば混獲ということで、残っている魚については巻けば入ると私は考えます。その辺の問題点が1点です。

もう一つは、我々は沿岸であるので、将来に向けた資源管理を整えてやっていくのであれば、大臣許可の線引きの見直しは考えていないのか。これが2点目です。

それから、これからの資源管理については、自分たちが漁獲するものを自分たちで守っていくことが主体だと思うんです。先ほど北部大中まき網船がこのような形でやっていくという内容が出てきたようなんですけど、私の地先ではイカ釣り船が金華山沖に沢山います。サバが電気の際いっぱいついてます。それをまき網船はソナーで多分キャッチしていると思います。そのサバを売ってくれないかということで、お金をいただいてそこを放して任せるといこともやっているような状況下にあります。その辺も今後サバを守っていくということであれば考えるべきではないかと私は思います。以上です。

佐藤資源管理推進室長

以前も北部太平洋の沖合性カレイ類のときに、減船を本当は沖合底びき網漁業はやるべきではないか。だから、休漁というよりもそちらを選択すべきではないかという御意見がありました。私もも長期的に見ればそれの方が本当はいいかもしれないんですが、資源を回復してみんなが少しでも生き残ろうという制度の中で、その本人が経営上何とかやっていきたいという意思があるときに、あなたはやめなさいということとはなかなか言えません。ただ、漁獲努力量の削減措置が結果を出すまでだんだん厳しくなったりすると、途中

でも経営上の都合でやめざるを得ないときが出てきたときは、もちろんその用意が必要です。別の日本海の方のマガレイの資源回復計画も、最初の段階から減船するという形で手が挙がっている事例もありますし、沿岸の方の小底の方もほかの県ではあります。

そういうことで、この減船も私どもが強制することはもともとできない仕組みになっているんですが、まずは確実にやる休漁、それから経営問題が出てきたときは速やかに減船という中で少しでも手当てして、最後はトータルとしての努力量削減に行きたい。もう一方あるのは、仮に魚が100万トン過去のように増えたときに、獲る船がいなくなるのではないかということです。これは沿岸も含めてよく言われますが、水産庁が来て沿岸漁業も船を減らせというか、獲るなと言うけど、漁業者をある程度残さないといけないんじゃないか。これは細かくは計算していませんが、そういう形もありまして、私どもとしてはどれが適正な船の隻数かというのはなかなか出しにくい。魚価の変動もありますので、とにかく休漁を中心として結果を出していきたいというふうに考えています。

それから、2点目の混獲の話なんですが、基本的に一切ある時期マサバを獲るなど言っても、これは操業上無理だと思います。とにかく、マサバを保護するということは、逆に言いますとマサバと一緒に獲れる魚も一斉に保護することになります。マサバにマイワシが混じるんだったら、マイワシも保護効果があるしゴマサバにも保護効果がある。しかし過去の実態を見て、とにかくマサバを獲る日数が大体わかっておりますので、それをまず削減するということです。

木村委員が言われたのはちょっと違うかもしれないんですが、例えば、私は明らかにマサバでないカタクチのみを狙って出漁しますという方は、これまで操業を抑える必要はないわけです。そのときにどういう状態が起こるかということ、その中にマサバが混じったらどうするか。この辺は内部で防止措置をかけることになっています。ただ、この方は初めからマサバの減船、休漁という形で、船はとまっていないので支援措置は出ません。そういう形で混獲があった場合はそれなりの罰則をしないとイケない。私はほかの魚を獲りに行きますということで行ってマサバを獲ってきたら、内部で罰則をつくってそれを抑制するという形になります。その場合も当然お金は出ません。

それから、3点目は線引きの問題です。この委員会を立ち上げるときに当然あった議論なんですが、いわゆる資源をめぐる問題の場合に非常にあるのは分配論です。資源が良くても悪くても漁場の利用、水揚げ地における魚価の問題があり、どうしても対立構造がある。それをこの場に直接持ち込むと非常にローカルの問題が出てきて、なかなか処理し切れなくなるということで、とにかく漁場利用の問題は一旦別の枠組みで話をしようという形にして、今はとにかく多少の漁場をめぐる利害対立があるにしても、全体としてその資源が悪い状態を復活させようというところを、ここでの議論の中心にしていきたいという形にしております。

そういう面で、決してその問題を無視するということはございません。今のイカの光に

ついている云々というのも、私はどういう実態がよくわからないんですが、この辺も定められた総体の資源の確保の圧力を下げるのとはちょっと違って、現状の船の動かし方と、獲ってもいい魚に対する関係漁業の問題かなと思いますので、その辺については具体的に上がってくれば主管課である沿岸沖合課とともに対応していきたいと思います。以上です。

澁川会長

どうぞ、澤口委員。

澤口委員

青森の澤口です。先ほど説明がございました休漁日の件でございますが、佐藤室長の方から有効にこの休漁日をやりたいということなんですけれども、具体的にそれを判断するのはどういった機関で判断するんですか。例えばサバが非常に広域に分布している場合に、例えば青森海域の代表海域でサバが獲れ出した時期を、どこの立場で休漁を判断するのかお答えください。

佐藤資源管理推進室長

資源回復計画は従来から非常に大ざっぱなことしか決めてなくて、ほかを見てもわかりますように、例えばこれを何パーセント減船、休漁、目合い拡大を手段として達成します。そこまでしかほとんど決めておりません。その詳細は各漁業種類が都道府県ごとに細かいものをつくるんですが、最終的にそれがどこに出てくるかという、漁獲努力量削減実施計画ということで出てきます。それが出てきて初めてそれに応じて支援措置を入れますので、今言ったどれをもって休漁日ははずすのかとか、どういう状態は臨時休漁を発動するのかというのは、実施計画書の中において細かく業界が作成する中で出てきます。

そういうことになっていますので、そういう資料も参考までに差し上げたいと思います。というのは、当然それは関係都道府県に実施計画について協議します。私どもは水産庁の資源回復計画に基づいて、10パーセントから30パーセントの削減措置をこのような形でやりますということで水産庁に実施計画を上げます。漁獲努力量削減実施計画は支援措置とセットになっていますから、それでその内容を明らかにして関係者の同意をもらう。あくまで関係者というのは業界の中でお互いに判こを押すんですが、それをお金を出す都道府県にも協議するわけです。その内容は具体的には澤口委員が御質問したような細かい問題点まで確定して、そこで決まってくるということでございます。

ですから、申しわけないんですが、今のようなどいうときにどういうオペレーションをするのかというのは大体できておりますが、正式にはそういう実施計画書を皆様方にお見せする形で、この10から30パーセントの削減を実効あるものとしてやっていきたいと私どもは思っております。

澤口委員

もう一点、先ほど例えばカタクチイワシを専獲として操業する場合という話が出ましたけれども、例えば我々の対象海域においてイカ専獲の場合はどうなりますか。サバでなく

私はイカを獲るんだということになると。

佐藤資源管理推進室長

イカはTACの対象になっておりまして、私どもとしては与えられた資源の範囲内であれば、TACの管理下に属するものとしては、それはその範囲内であれば問題ありません。ところが、さっき言いましたように従来から海の利用問題という形で別途地域でいろんな取り決めなり話し合いがあると思います。だから、私の方としてはこの資源回復計画でやる時に、マサバを目的としない操業まで規制することは原則として考えていません。ただ、何を獲ってくるかは別ですが、そこでの秩序というのがある年TACにかかってきたり、また地域とのいろんな協定なり話し合いがあるんだったら、当然それはそのものとして守っていただくということでございます。そういうのを無視してこの回復計画で逆にそういう決まったことを関係なくやってもいいよとか、そういうことではありません。

澤口委員

現況として、例えばまき網船にTACが1万6,000トンですか。その中で青森県の代表海域だけで約1万3,000トンぐらい獲られている。そういう状況の中で、またこういった制度が設けられてサバを保護するんだ、サバを保護するために休漁して私はイカを専獲するんだということになると、沿岸漁業に対して非常に漁獲圧がかかる。我々現場にいる側として本当に細かいことを説明していただきたい。そういったことを十分配慮していただかなければ、とてもじゃないけれども、保護するには賛成なんだけれども、沿岸に対しての漁獲圧がかかるようなことはあってはならんと私は思うんです。

佐藤資源管理推進室長

今太平洋の北でやっているような沖合性カレイ類は、例えば禁止区域を設けるとそこに入れないから、その分の漁獲圧はそれ以外のところに展開される。だから、本当はその規制措置に応じて船を休ませるのが一番ベストなんです。今回の場合は極端に言って、マサバだけは獲らないでください、あとは何獲ってもいいですよという形の枠組みをつくってそれで資源を回復しようとした場合には、多分まき網船はマサバを獲れない分ほかのものに圧力をかけざるを得ないんじゃないかと思います。

しかし、そういうことではなくてほかの魚も含めてサバを獲る期間のうち、とにかく最大のときは、30パーセント港に船をとめなさいということですから、1年間12カ月獲っている船にとっては、4カ月近くとまれということなんです。そういう中であれば私どもはその休漁部分について一定の支援措置が十分なるかどうか、とにかく何とか県の人に出してもらいたいんですが、ほかのものに今までと違った獲り方をしなければいけないということにならないようにするために、船をとめて支援措置を入れるということです。

それからもう一つあるのは、卓越年級群が来たときに、沖に出たときはある程度マサバの漁はしてもいいわけです。つまり、今までのように全然獲らない低いレベルをそのままどんなに来ても我慢しなさいではなくて、ある程度は獲ってもいいです。しかし、過去の

2回のようにある程度無制限の状態です。無制限とは言い過ぎかもしれませんが、同じ様に獲ったら資源がなくなるのでそこで2割、3割削減してください。しかしそこで獲る量自体は、もしマサバの卓越が来れば、今のような非常に低いレベルから比べるとマサバは少なくとも沖にいるわけです。そういう面では今の状態よりもマサバは、とにかく獲る魚であります。そういうときにイカに従来よりも圧力がかかるというふうに私は思えないんですが、いずれにしてもまき網の方と、どこの資源回復計画も同じですけれども、今までは削減措置をすることによってその痛みを第三者のところに持って行くことがあるから逆に資源管理できなかったのも、そこに支援措置を入れて何とか既存の秩序を壊さないで、その削減措置を実行していく形でやっていきたいと思えます。

澁川会長

どうぞ、佐藤委員。

佐藤委員

大中まき網、言うならばサバのまき網でございますが、この点に対して資源回復でこれから進めていくのは結構なことでございます。お聞きしたいことは、国の予算を6億とっており、あとの5年間の計画の中で県、漁業者がお互いにこれに負担していく。5年間の計画の中で1年間に6億ずつで30億かかるわけですから。そういう中で漁業者負担というのはだれを指しているのか、福島県であれば福島県の漁業者全体を指しているのか、これに対して御説明願います。

佐藤資源管理推進室長

結論からすると、これは休漁して支援措置をもらう人が負担してくださいという形に今のところは整理しております。だから、大中型まき網が休漁してその支援措置をもらう。そのもらう人が結局3分の1を負担してくださいということですので、御了解いただければ当面11月から削減に入りますが、大中型まき網以外の方に負担を求めることは、現在においてはないと、そういうふうに整理しております。

ただ、これは業界内部でもあるんですが、御存じのとおりあそこの水域は日本中の大部分の大中型まき網が潜在的に許可を持っています。しかし、今動いている船はあそこを専ら対象にする水域なんです、実は西の方とか山陰に許可を持った船がいるわけです。そういう人に対し、私ども別途行きまして、この資源回復計画をやる5年間は、あなたたちは資源を獲る許可はお持ちですけれども、来ないでくださいと。それは法律上は言えませんが、こちらの人が獲らない努力をしている間は来ないでくださいとお願いしています。

次に、仮に向こうが大不漁でどうにもならないときに、もし来られるとしても金が出ませんよ。しかし、金が出ないからといって自由に操業していいということではありません。休漁日にはきちんと休漁してもらおう。

そこで問題があるのは、資源が豊かになったときに、その人たちは何のコストも払わないで自分だけ獲ってもいいのか。仮に5年間この削減措置に努力した大中型まき網の方が、

いよいよ明日から獲れるという前の日に倒産したら、この人の今までの努力は一体何なのかということを考えれば、将来マサバが増えてそこで利益を上げる人が本来その漁業者負担をやるのが筋なんです。これが理想なんです。しかし、今日の前でだれかがお金を借りないとだめなときに、そんな5年か10年後にだれがどれだけ利益があるかというのは、理屈では言っても、だれもわかりましたと金を出さないわけです。だから、結局今の支援を受ける人が負担するということになっております。

これはサワラも全部そうです。本当の考え方は、将来魚が増えたとき、獲る人が本来の負担すべき漁業者です。それは理想であります、現実としてはそうはいかないので、今支援措置して休む人に、悪いけれども負担していただくことになっております。将来本当に増えたときには、そういう負担に何らかの形でという意見はまき網業界の中にはありません。

佐藤委員

あくまでも資源回復というのは自分のことでございますから、当然やっていかなければならないのは沿岸でも沖底の底びき関係もそうでございます。ちょっと不満があるのは、休漁した場合に多少なりとも予算の配分をいただく中で、今まで24年間なり、底びき関係もしかり、沿岸もしかり、減船問題にしても、県とか、あくまでも自分で腹を痛めて問題を解決したという例があるわけでございますから、少しは予算の中で県も各県の漁業者もピンとこないところがあるんじゃないかと思うんですが、こちら辺はどう考えているんですか。

佐藤資源管理推進室長

最終的にどう見るかというのは、今の資源の現状をどういうふうに見てどうするべきかだと思います。先ほど言いましたように、何百種とある魚種の中でよりすぐって、どうしてもこれは緊急に、かつ支援措置を入れてでもやらざるを得ない魚種を我々は50種絞り上げました。各県においても意見があるのは、こういう支援措置がなくても本来漁業者は自主的に資源を管理しなければいけないし、現にいろいろなところで自主的な休漁もあります。公的規制の上に自主上乗せした事例は幾らでもあります。そこに悪い影響を与えるんじゃないですかという意見を時々聞くんです。

確かにそうかもしれません。この資源回復計画の50魚種でここまで議論して、このマサバについて支援措置がなくて、こういう削減を業界の方に現実にお願いできるか。倒産とか時々起きているような状態で過去2回そういう状態が起こったときに、それは理想ですけれども、実際にはある程度の支援措置がないと合意形成ができなかったという事実があります。そういうことですから目の前である程度の支援措置を組む。従来の資源管理が十分成果を出さなかったということで、一応水産庁は整理したわけです。だから、予算要求して資源回復計画をやりました。

これがすそ野に無限大に、ありとあらゆる休漁措置にお金が行くということはありません

ん。なぜかという資源回復計画をこういう場で議論し、これは本当にこうやらざるを得ないし、効果があるし、的確な担保もあるということに対して限定してお金を出していきるので、これはあくまで資源が非常に悪いときの特定魚種、特定漁業に対しての措置であります。

ほかの人も同じように自分のところに支援措置が欲しいということであれば、先ほど言いましたように資源管理型漁業で十分な効果が出てなければ、この場にとって議論しましょう。そうすれば我々は差別することなく、どんな資源回復計画も同じ条件でお金を出していきます、こういうふうに思っております。そういう形でまず結果を出さないといけないという前提で支援措置を組むことにしておりますので、そこは御理解いただきたいと思えます。どの漁業もこの資源回復計画に乗ってきていけば、それは同じように扱いますということです。

佐藤委員

日本国の漁民であれば同じく平等に見てもらいたいということでございますから、一言申し上げます。以上です。

澁川会長

大分御意見がございました。もう予定の時間は過ぎていますが、今は沿岸の方からの御意見があったんですが、まき網さんの方で御意見があれば。こうなれば午後の会議の時間とか言ってもらえませんが、御意見があれば。

福島委員

北部まき網に籍を置きます福島です。先ほど来いろんな御意見を賜ってまいりましたが、私たちがまき網漁業の私は若輩者ですが歴史の中にあって、このように今回資源回復計画なるものを水産庁がつくっていただいて、それを業界に何回かにわたって説明いたしました。なかなかなかったことを今のめるような状況では当初なかったと私も理解しておりますけれども、それが何とか我々の業界の中でそれを受け入れるというところまでまいりました。いずれにしても、佐藤室長に対しては大変御苦労であったと感謝申し上げたいと思えます。

先ほど来御説明の中にもございましたけれども、この15年度に関しては国の予算はあるけれども、都道府県はあと半年残された15年度、もう間に合わないだろう。よってその部分については、業者のとも補償負担ということで何とか我慢してくれということも、つい先日の会合でありました。それもいろいろ御説明を伺った中で、やむを得ないであろうということで我々は承諾しました。

そこで、先ほど16年度の予算要求がございましたけれども、16年度に関してはまだ決まっておりませんので、ここで確定した話は申し上げられないわけですが、ぜひこれを獲得していただきまして、なお15年度に業者が負担せざるを得なかった部分の都道府県の分を何としても獲得を、この委員会も後ろから応援していただきたいと申し上げて、お礼の言葉になるかどうかわかりませんが、私の意見とさせていただきます。ありがとう

ございました。

澁川会長

鈴木さん、よろしいですか。

鈴木徳穂委員

結構です。

澁川会長

福島委員が代表して発言したということですね。

さて、これは随分宿題も出ましたね。これからの進め方をどうしますか。事務局からちよっと考え方を説明してください。

佐藤資源管理推進室長

本城委員から出た、具体的にこの紙のここをこういうふうに変更するということは、ちょっと持ち帰りまして個別に連絡とらせていただいて、案をいただいて意見をすることになります。言い方は失礼ですが、ここで再議論しなければいけないのは本質論のところではないと、表現の部分とすれば、そこで御了解もお任せいただけませんか。

その問題ともう一つは幾つか細かい質問が出ましたが、これについては後日、最終的にどういう実施計画としてまとまるのか、それについて同等の内容を関係県の皆さんにお送りする。と同時に、それ以上の必要なものがあれば具体的オペレーションのやり方を御連絡していきたいと思います。

澁川会長

多くの御意見が出ました。本城委員からは研究者の御経験で厳しい御意見も出たわけですが、基本的に重要なのは、こういう考え方で進める。細部の具体的な話は幾つかまだ残っておりますが、それは部会で検討する部分もある。さらには実施計画の段階で、より具体的な話がある。こういう流れになっていくわけですけれども、今の水産庁の方の意見で御指摘いただいた修正点、あるいは情報をまたフィードバックすることを前提に、この案を了承していいかどうかという話をお諮りしたいんですが、いかがですか。御意見があれば。山下先生、どうぞ。

山下委員

今了承するとしてその部分ですけれども、一番最後の参考の試算については質問する機会もなかったので、了承をここでできないのではないかと思うんです。そういう意味では5ページの終わりまでということでもよろしいんでしょうか。

佐藤資源管理推進室長

基本的枠組みは、あくまで資源回復計画がこういう枠組みでいきますと。それと先ほどの繰り返しになりますが、ではそれをどうするかというのは、その当事者の業界の関係漁業者が、この場合は大中型まき網であれば北部太平洋まき網の関係者が集まって、お互いの協定というか削減実施計画を決めます。だから、そこはそこでそれを水産庁が見て、こ

の10から30パーセントの削減措置に相当しますということであれば、我々はそれを認めていきます。

そのときに、いや、北部太平洋のやっていることは10から30パーセントでいってるけど、これはこうおかしいということを別の業界の方が介入して、それに対してするということは基本的にはやっておりません。それは私どもが話します。ただ、先ほど言いましたように幾つかの質問があるとか、ほかの業界とか沿岸としてこの問題について問題点はどういうふうになっているかという御質問は受けます。それから、先ほど言いましたように他のものに対して努力量が転嫁しないように十分注意してくれとか、そういう話の情報提供は今後もやっていきたいと考えております。

ですから、ここで決めるのはあくまで資源回復計画で、大中型まき網漁業が平成15年から5カ年間、年によって10から30パーセント削減措置、それ以降は資源回復計画の別途に定める実施計画でこの内容を決めていくという話です。

澁川会長

山下先生、今の御説明でいいですか。

山下委員

最後のページは関係者の内部の判断に任せるということですか。

佐藤資源管理推進室長

今までもどこでもそうですが、10パーセント程度を減船休漁何とかで削減しましょうと決めたら、それに基づいて実施計画をつくっていくわけです。それは各都道府県が持って帰ってその関係業界で目的を達成するために、うちは減船がいいとか休漁がいいと。それはそれぞれの関係業者がその目標に対して自分たちで決めていくわけですね。そのときに最終的に出てきたものは水産庁が認定するし、それはそれで皆さん方に後日御紹介します。ただ、A県の削減措置をB県の人々が具体的実施内容において、個別にこの方法をとった方がいいとかそういうことは今まではやっておりません。

澁川会長

今の話だと例えば参考の扱いは、この後南部会、北部会という話になるし、それから、その後はどういう形でどの段階で出てくると考えたらよろしいんですか。

佐藤資源管理推進室長

基本的には10パーセントから30パーセントを、今年はとりあえず10パーセントから入って行きます。ここまでは確定です。平成16年度以降は、卓越年級群が入ってこなければこの削減措置は、私どもとしては10パーセントで最低減継続していこうと思っておりますが、毎年、何をやって今後どうするかというものについて、この削減実施計画の詳細を御報告する中で、皆さんの意見が出てくるということになるかと思えます。

木村委員

ここで休漁が入ってくるかと思うんです。その休漁での漁獲努力量は数字はつかめると

思うんですが、混獲という問題を含めて数字がつかめるかという懸念があるんです。休漁させても沖に行けば魚がいるわけだから、巻けば入るわけです。例えば1網 10トンなら10トンと決めてやれば、入ったものは獲ってくるんです。今まで残そうというものが休漁で休んだんだけど、沖には群れがいて、巻けば入るんです。それでうまくいくのかという懸念があるということです。

佐藤資源管理推進室長

そういう数量で何トンと言ったらなかなか難しいので、とにかく沖に船を出さないということです。

木村委員

そんなこと言っても、行ったら巻くよ。

佐藤資源管理推進室長

ですから、それを前提として巻いてもいいんです。巻いてもいいけれども、全然獲るなと言ってないんです。ただ、沖に行って1日何トンと計画的には沖の漁場形成が非常に不安定なので、それであらかじめ下がってきてくださいという形でやります。

木村委員

それでは漁師を我々は説得できませんよ。回復させるのはいいんです。それでこの計画自体が内容的に不備だと思います。休漁はいいですよ。休漁したからといってそれだけ減りますかということです。行って巻けば入るんですよ。

佐藤資源管理推進室長

休漁しても、沖に行って魚がずっと漁場で待っていれば、例えば10日休漁しても1日だけ沖に行ったら、10日分がずっとそこにいれば結局獲ってくるんじゃないかと。それは県庁の方や水試の方と私どもは議論しました。我々も漁場形成についていろいろ調べてみたんですが、それは2つ説がありまして、魚の移動が結構早いから、底魚のように帰ってきたら次に行って必ずそこにいるということではない。だから、底びきの場合は1日置きに沖に出ても、その日に大体魚は移動しませんから、連続して1カ月、2カ月しないと効果がない。間引いても次の日に必ず獲ってきます。

ところが浮魚の場合は、本当に休んで沖に魚が獲れ始めましたよ。これは卓越で定時休漁なり臨時休漁を発動しますよ。発動して陸に船をとめている間に、底魚のようにジッと魚がそこに待っているのか、それよりも移動していくのかというところは最終的にはわかりません。しかし我々は、そういうやり方を今後はとにかくとっていきます。それが我々が今まで議論した中で浮魚の資源管理では最も適当でしょう。仮に数量を決めなさいと言っても、正直言っていくらぐらい加入があったかは、データを評価して正確には2年後しかわからないんです。2年後に初めてわかる数量をあらかじめ決めろと言っても、これはできない。どこでどういう漁場が形成されるかが予めわかればいいんですけど、そうしたらコントロールして獲ってきますけれども、そうでないときには結局船を休ませることに

なります。沖に出たとき、確かに途中で1日ぐらい休んでも少しは魚が残っているかもしれませんが。

木村委員

探索して歩けばどこかに群れがいるんですよ。水温で歩くんだから。

佐藤資源管理推進室長

だから探索船もすべて引き揚げてくるわけです。探索船もすべて引き揚げてきますから、沖に魚が次に来るまでずっと待っていただければ。

木村委員

休漁したからと言って、漁獲量の問題は問題点があるということだけは指摘しておきます。

佐藤資源管理推進室長

そういう意見は私らの中でもありました。これはいろんな研究者とか私らの間で議論して、結局結論がついていません。でも、私どもとしては今の浮魚資源はどのくらい入って来たか正式には2年後しかわからないようなものを、どのくらい獲り控える云々という数量管理はなかなか難しい。それから、数量管理だけではお金が出ないんです。TACも同じように。具体的に休んで、その休むという行為に対して支援措置がつかますから、私どもはそういう面からすると支援措置を前提としたもので御理解いただきたい。

それを一番客観的にあらわすのは何かといった場合には、沖から船を引き揚げる。もちろん、出たらまだ船がいるかもしれませんが。でも、3割ぐらい引き揚げて、この3割ピーク時は恐らく港にずっととまる時期の方が多いかもしれません。もちろん沖に出たときに魚は獲れると思います。しかし、私どもはこれが今の浮魚の資源管理、いつわいてくるかどこに漁場形成されるかわからない船の漁獲努力量削減では、これがベストだと思っています。これを1年やって2年やって当然水研から評価が出てきます。思ったとおりの30パーセントの削減にいてないとか、25パーセントにいてないということはあります。いいやり方があれば、そのやり方にまた修正していくということは当然やりたいと思います。

澁川会長

どうぞ、本城委員。

本城委員

先ほど申し上げた文章上のことですが、これは単に文章上の話ではないんです。というのは、伊豆近海に産卵群が来るような状況ではないということが今の時点でも相当わかっているわけですから、それならば伊豆近海のサバたもすくいの計画は経緯を見て決める、それでいいんですよ。今ここで決めておかなくていいわけです。そうでしょう。これは1都3県で漁業者の人と話をしていないから私個人の意見になりますから、その点だけは勘弁してください。極端なことを言えばそれでいいんです。

8割はまき網が北で獲っているわけですから、そのまき網の生産調整による成果を見て、

それから我が方は産卵群がこっちに現われるかどうか常に注視して、中で態度を決めていけばいいわけです。だから、十分な産卵群が形成されたら恐らくおりてくるでしょう。そうしたら我が方の獲り方を考えればいいわけです。

現実に今1都3県のサバの漁獲量は、最盛期400隻近くいた漁船が今は許可船数で10分の1なんです。さらに操業実数は30隻を切っているんです。全然生産を落としているんです。ですから、たもすくいの漁獲なんか余り気にすることはないんです。たもすくいの人たちはみんなよく漁を知っていますから、何とでも対応しますよ。

今も青森から福島、宮城の皆さんがいろいろな漁場問題を言われました。僕もそれにいろいろあると思います。例えば太平洋北部の親魚保護は休漁、減船、5カ年、具体的にはどういうことなのかということです。ここのところに先ほど外記さんが言った生態的資源利用、要するにいつどこでどのように魚を獲るのか、この話になるんです。たもすくいの人たちが昭和39年には北海道からこちらの近海まで魚の移動を全部フォローしています。ですから、その回遊群がどういう格好で現われてくるかみんなわかっています。今はできないだけです。

例えば北海道沖に索餌群が展開して、秋になって八戸沖に徐々に集合します。集合するに従って分布深度が深くなります。夜になると底につくようになります。昼間になるとバラバラに遊び回るわけです。餌を食うのはいつかと言えば、朝の未明時なんです。その餌は何かと言えばツノオキアミなんです。今遊魚に使っているあれですよ。あれがものすごいアバダンスがあるわけです。それを食ってサバもイカも生活しているわけです。だからサバとイカの漁業競合が起こるのは当たり前なんです。

では、八戸沖の群れは豊漁期はどうだったかと言えば、大体12月10日前後になると一斉に南に下がります。南に下がり出す順序は成熟過程の進んだもの、高齢魚から下がるんです。下がるのは幾つかの群れに分かれて下がります。夜は170~180mあたりに、群れの長さで当時で2~3マイルから最高で5マイルぐらいの規模の大きい群れが下がってくるわけです。これが数群に分かれて下がってきて、最後に当歳、1歳が銚子近海に冬に展開するわけです。

ですから、この先に下がってくるやつはもう産卵群と言っていいんです。だから、これを保護しなかったら、これが増えなかったら伊豆近海には産卵群は来ないんです。だけど、この魚は非常に値のいい魚なんです。おっしゃったようにサバというのはイワシよりもさらに価値の高い魚ですから、これをどうするか。

だから、去年の東日本ブロック会議でこういう話が出たんです。未成魚の保護を十分やってくれ。減船の方の予算措置については沿岸の漁業者も全面的に賛成する、支援すると言っているんです。だから、思い切って国の方でお金をつくって獲るのをやめれば。例えば南下してくるのに、八戸沖をってから半月で南へ下がるわけです。あの当時の漁獲の時代だったら。その間、下がってくる群れの生物情報がわからなくちゃいけないから、ま

き網で1回か2回拾ってみればいいんです。青森さんの方はまだ問題が残るかもしれないけど、岩手から茨城までは沿岸漁業との問題は起こらなくなるわけです。

それで、当時はまき網操業は銚子正東の線まででした。今は銚子西南の井戸場までになっているんです。あの井戸場は非常にいい魚の停滞する場所なんです。産卵準備群の集まるところだし、資源の多いときにはあそこに若い親魚がいたわけです。だから、昔のようにまき網の禁止ラインを銚子西東に変える。そういうようなことを外記さんがおっしゃったんです。いつどこにどのくらい区域を分けて獲ることを考えたかどうかということと言われたわけですね。いろんな問題を考える場合に、この水産庁の計画は非常に壮大で非常に意味があると思いますから、ぜひ進めていただきたいと思いますが、僕が言いたいのはただ1点、今まき網と同じレベルでサバたもすくいをここに置いていても意味がないということです。

佐藤資源管理推進室長

これはいろいろ考え方があって、あくまでどうとらえるかなんですが、私どもとしては先ほどの繰り返しになりますが、資源が将来よくなった段階のことまで見据えてその枠組みの形をつくっていきこう。これは瀬戸内海のサワラもそうだったんですけれども、瀬戸内海の西の方はほとんど漁獲実績がなかったんです。実績がないから参加する必要はないと言ったけど、やはり瀬戸内海全体でこの枠組みをつくりましょうという形で参加してもらったこともあるわけです。そのときの関係漁業者は、全然サワラなんか獲れてないのに何で参加しなければいけないのか。しかし、将来にわたって枠組みをつくるという形で入れたということです。

だから、おっしゃるとおり、今はなくてもつくれるじゃないかということですが、これはあくまで次の親まで保護するということが計画になっておりますので、ここで仮に入れておりますということで御理解いただきたいと思います。内容については、あくまで今後協議させていただきますということです。

それから、あとと言われましたいろいろな資源回復のやり方はいろいろあると思います。ただ、今回我々としてはいろいろな議論を踏まえて、稚魚をまず保護しよう。一部の船をとめるという形でやりたいと思っています。いずれにしても、この資源回復計画は非常に重要なのは、すべて仮置きで始めているんです。確実なものしかできないということでは、サバの資源回復計画は事実上できないんです。それから、非常に重要なことは今年の冬でも万一出てくる可能性がまだないわけではないんです。ここで早く枠組みをつくってできるところからその体制に入らないと、ここでまたスキップすると、初期段階をまた押さえようとしてもなかなかできないということです。ただ、これは今年から来年の春ですべて終わりではありません。これはまたやって御意見、御指摘を踏まえて修正して、当然御批判を受けながらわからない部分もあるので改善していきたい。スタートをとりあえずこれでやっていきたいということが私たちの考えであります。いろんな問題はあります。ほ

かの資源に比べて、もともと難しいものですから。

本城委員

今の御説明でわかります。絶対に嫌だと言っているわけではないんですから。

澁川会長

そうだろうと思います。それは今までの皆さんの御努力、例えば漁業調整とかいろんな枠組みの上にさらに乗せてやろうという話をしているのでありますから、そこが根っこまで戻って問題だという御議論になりますと、この話は進まないんです。

そこで、もう予定の時間を過ぎておりますのでそろそろ形を整えないといけないんですが、こういうふうに提案させていただこうかと思えますけれども、御意見があれば委員さんからちょうだいしたいと思います。

さまざまな御意見が出ました。その意見の中に2つあって、私が申しましたように基本的にこの計画は漁業調整と一緒にするという話は避けてもらいたい。今までの皆さんの努力、既存の秩序の上にさらにまき網に努力してもらおう、それは我慢してもらおう、そこにはささやかですが財政支援もある、こういう枠組みを進めているわけであります。本当はこれは進め方が逆だったのかもしれませんが、この後に部会があるんですよ。もう午後に入っていますけれども、まず南部会をやります。千葉、東京都さんは南部会のグループです。明日は北部会があるんです。

それで、山下委員から例えば参考の表は全然議論がなかった。そのとおりです。ただし水産庁の方からは、あそこで参考として提示したのはそういう意味で、現在のステップではこうなんだという話なんです。基本的にこの後の部会でさらに議論を深めていただくことにして、その部会で本委員会に対して注文をつけるという話が出れば、それは私と事務局に出された注文を処理しなければならないわけです。

いずれにしても、詳細な議論が必要だということで部会でさらに議論してもらおうということです。ただ、基本型の枠組みのところはこういう考え方で進めるという話の部分で、当面本委員会で御理解いただいたという話にははいかがかと思うんですが、山下先生、ちょっとわかりにくいですか。要は決定したということではなくて、部会の了解を得たらこの決定は有効になるということです。数字のところは当然この後また変わっていくと思うんです。特に参考表は仮置きだろうと思うんです。

どうぞ、外記さん。

外記委員

会長のおっしゃる今までの漁業調整は、あくまで資源の可能な限りの公平な配分ということをお前提にしていりました。今回は最も大事な資源についてどうするかということをお議論していると思います。そこで私は基本的には今の状況の中では、この案で進むことがよろしいと思います。会長の考え方は先ほどこの計画案について、この委員会で良いか悪いかを結論を出したいということをおっしゃっていましたが、私は1つ疑問点がありま

す。資源回復を講ずる措置の中に、サバたもすくい網と定置網、これは5ページなんです
が、平成17年から3年間、休漁が両方とも漁業種類の中に記載されております。先ほどの
話は産卵親魚がある程度の数字まで回復されたら、こういう方々と御協議をいただきたい
という話がありましたが、この表現自体が私はちょっと矛盾していると。ここに明記され
ておりますから。

私は千葉県の漁業調整委員会、あるいは千葉県でサバを獲っている方々に、今千葉の海
にはマサバがゼロなんです。全くいないんです。それにもかかわらず17年から3年間休漁
をする日が設定されることで、このことだけはちょっと持って帰れないと思います。その
辺をきちっとしてもらいたいと思います。だから、今後協議なら協議で結構です。それな
らわかりますが、ここにきちっと17年からということが明記されておりますが、その辺の
ことのお答えをいただきたいと思います。

澁川会長

外記委員、今のお話ですけど、この本委員会は2時間ちょっとしか予定がもともとなか
ったんですよ。こういうふうに議論が紛糾しました。この後また部会をやるんです。午後
から南部会がすぐ開かれますけれども、南部会で議論を深めるときに今話をもう一遍出
していただいて、意見交換するというふうに展開することはだめですか。

外記委員

一応この案は部会に持って行くという格好の了解ですか。

澁川会長

もう一遍私が申し上げますけれども、細部の話が全部了解されたことでもないと思いま
す。たくさんの御意見が出ましたから。だけど、こういう考え方で進めるという話の部分
については基本的に御了解を得たことにして、細部でさらに部会で細かく意見交換しても
らって、それをまたフィードバックするというふうにはいかがですか。

外記委員

了解いたしました。

澁川会長

井元委員、どうぞ。

井元委員

私のところは南で、マサバは割合に資源に関しては関心度は薄いことがあります。ただ、
私はこの会に最初に出席したときに、会長も先ほど少し言われたんですが、資源の回復を
しようじゃないかということで、あらゆる問題、難しい問題もあるけれども、やろうじゃ
ないかということで一致したわけです。私もそういう気持ちでここに入っております。こ
れが目的なんです。本当にその目的に近づけていくためにはいろいろ難しいことがある。
それに近づけていくためにどういう手段でやるか。この手段と目的が混同してここでやる
ものですから、本当にエンドがない。ですから、会長さん済みませんが、目的はこういう

ことです、そのためにはどうするか、手段はある。南なら南の部会等で十分地方について練っていただきたい。

ここは水産庁の考え方、今日はたまたまあいさつにあったように、食料としての水産物を供給し続ける、続けてほしいという水産庁長官が言われた。我々とすれば、獲り続けないと供給し続けられないということですから、資源をできるだけ獲り続けられるようにどうするかということなんです。間違っていますか、ぜひとも手段と目的を切り離して検討していただきたいと思います。

澁川会長

私も言っている趣旨もそういう趣旨のはずなんです。要は旧秩序というか調整等のできた秩序の上に、資源を回復させようという計画を何とか乗せようという話をしているわけです。もちろん過去の御努力を否定するわけではありません。それはそれでさらに改善を重ねればいいものはするという話があるわけです。一方、この資源回復計画については、資源全体をとらえてまず回復させなければいけない。その方法については、具体的なお話は別だとおっしゃいましたが、それはいろんな考え方、アプローチの仕方があると思われます。数表のところもそれにかかわる話だろうと思うんです。

私が申し上げましたのは、この際にすべてを御了解いただいたということではなくて、こういう考え方で進めるという話をまず了解いただいて、細部の話は当然南の話と北の話は様相は違ってくると思います。例えば千葉の房総沖の話などはちょっと様相を異にします。その辺の話と三陸沖の話の部分は北部会になります。そこはさらに分けて細かく議論した上で、先ほど申された手段のところに戻すものは部会から返してもらうという話の中でより具体化したらどうかという提案のつもりなんです。そういうことでよろしいですか。

〔「異議なし」の声あり〕

澁川会長

ありがとうございます。

澤口委員どうぞ。

澤口委員

先ほど会長が漁業調整とは別個にというような御発言がございましたが、私の願いとしては、将来の漁業調整を見据えた資源管理をやっていただきたいという御意見でございます。ひとつよろしく願いいたします。

澁川会長

私はそこは承知しているつもりで発言しております。これは水産庁も、きょう出ておりませんが、沿岸沖合課の方にもしかとそこは伝えてお話をさせていただきます。

ほかに御意見ございませんか。山下さんどうですか。

山下委員

結局ここです承というところまではしないという意味ですね。どなたも皆さん、これから予定されている南部会と北部会のどちらか1つにはお出になる御予定がおりなので、そこで詳細はもう少し詰めるということですか。それとも、ここで了解したというふうにさっきはおっしゃらなかったように思ったんですけれども。

澁川会長

ですから、基本的な考え方の進め方はこれでいいかということをもまず御理解いただいた上で、それでなおかつ部会でもんでいただく。部会で本委員会を否定するような話まで及べばそれはまたそのときになりますけど、少なくとも本委員会でこのまま議論を続けることはいかがかという感じがあるものですから。本来は部会から上げて本委員会に進むという話の方がよかったのかもしれませんが、もともと資源が共通であるか両海域にまたがっているかということで、本委員会に直接ぶつけているという形になっているわけです。

山下委員

そういう意味では、先ほど井元委員がおっしゃったような目的と手段を分けて、目的についてだれも否定するものではないと、資源を回復させなければならないということと、とりわけマサバの太平洋系の資源というふうに特定してもいいと思うんですが、ここについてはだれも否定しないけれども、恐らく手段が二重、三重になっていて、そのいずれかの段階で了解できないとか、まだ疑問が残るところがあると思います。それについては、そうなっているのではないかということをも時間があれば申し上げたかったんですが、また南部会なり北部会なり別の機会にさせていただきます。その目的についてはよくて、その手段については大枠了解はするけれども、詳細については、これで皆さんが納得するわけではないぐらいのことは、留保しておいた方が情勢としては危険ではないのではないかと思います。

澁川会長

どうぞ。

鈴木徳穂委員

まき網の漁業者代表の鈴木でございます。この問題につきましては、まき網の内部では非常に喧々諤々いろんな意見がありました。いまだかつて賛成していない一部の漁業者もいます。しかしながら、まき網としてはまとめました。その方にも不承不承でも了承していただきました。

結論的に言いますと、会長から何回もお話が出ているように、調整の問題とか区域の問題とかいろいろありますが、その枠組みはさておいて、まき網が休漁するという話なんです。まき網が現時点で操業できるものを資源回復のために港に船をつなぐという話なんです。私はここで皆さんに、まき網がよくまとまったな、御苦労さんだったな、こういう話になるのかなと思って我々はほめられるのかなと思って参りました。

だから、枝葉末節の日にちがどうの支援がどうの、それから、先ほど言ったたもすくい

の話はわかりますけど、それはまた 17 年からですから、その時点で精査し、実行に移すかどうかは別にして。あるいは、1 日だけ休んだってそれはやったということになりますから。そういう話は別にしまして、ここは出てもいい日を休むということ、これがすなわち資源回復に今までまき網が始まって以来初めてやる。自分らではそれは獲り過ぎて休漁したり、とも時間を制限したり、魚価が安くなったからどうのということはありませんけど、こういう仕組みとしてサバが目の前にいるのに、つないで出ないんだよということは初めてのことでありますから。私は本当に海のことを考えれば、まき網がそれでいいのなら大賛成だと言ってもらえるのかなと思って参りました。

以上でございます。

澁川会長

ありがとうございます。ほかに御意見ございませんか。

(「議事進行」の声あり)

ありがとうございます。

それでは、井元委員、山下委員もそういう趣旨でおっしゃいましたが、目的について御異議のある方はおいでにならんということだろうと思います。ただし、その目的というのは資源回復をするということですから、ここに提案のあった資源回復のどの部分の計画のどの部分になるかという話を細かく議論するとまた際限がありませんので、そういう趣旨だと。私は基本計画に回復計画の考え方について御了解を得たいというのはそこです。

なお、時間が十分ではありませんので、細部のところ、具体的な話、手段はまだ御意見があるという話は部会で今後もしていただくということで、さらに部会で御意見が紛糾して基本的な考え方でまた戻るといった話が万が一あれば、それはそのときにまた考えざるを得ませんが、基本的にこの場はそういうことで、サバの資源回復を目的とするこの計画の基本的考え方については行こうという御了解を得たということにしたいんですけども、よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

澁川会長

ありがとうございます。司会の不手際で時間を食いましたけれども、このサバ資源の話はこれまでの歴史からすれば、それだけのものは十分ある歴史だったというふうに思っております。本当に御協力ありがとうございました。

それでは、この議事録をまとめるのがなかなか大変でございますが、議事録署名人の両方、よろしくお願い申し上げます。

なお、南部会は 13 時からになっていましたが、どうしますか。

それでは、南部会は 13 時からでありましたが、このようなことに相なりましたので、13 時 45 分よりこの場で開催させていただきます。なお、明日の北部会は 3 階に場所が変わる

ようでございます。10時より開催される予定であります。
どうもありがとうございました。

閉 会